

第12　条例・規則等

京都市環境基本条例	154
【平成 9 年 3 月 31 日 条例第 92 号】	
京都市環境保全基準	157
【平成 24 年 3 月 30 日 告示第 459 号】	
京都市地球温暖化対策条例	161
【平成 22 年 10 月 12 日 条例第 20 号】	
京都市地球温暖化対策条例施行規則	170
【平成 24 年 3 月 22 日 規則第 57 号】	
京都市環境影響評価等に関する条例	175
【平成 17 年 3 月 25 日 条例第 32 号】	
京都市環境保全資金融資規則	183
【平成 21 年 3 月 31 日 規則第 174 号】	
京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	186
【平成 24 年 3 月 30 日 条例第 66 号】	
京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	189
【平成 24 年 3 月 30 日 規則第 113 号】	
京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	190
【平成 23 年 3 月 23 日 条例第 82 号】	
京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	198
【平成 23 年 3 月 29 日 規則第 83 号】	
平成 24 年度京都市一般廃棄物処理計画	205
【平成 24 年 3 月 30 日 告示第 460 号】	
京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例	213
【平成 23 年 3 月 23 日 条例第 83 号】	
京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則	216
【平成 23 年 3 月 23 日 規則第 71 号】	
京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	217
【平成 17 年 3 月 25 日 条例第 32 号】	
京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則	221
【平成 21 年 3 月 31 日 規則第 181 号】	
京都市移動便所貸付規則	223
【平成 13 年 3 月 30 日 規則第 172 号】	

京都市環境基本条例

人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。そして、京都の先人たちは、緑豊かな山々、清らかな流れ等の恵まれた自然の中で、優れた文化を創造するとともに、趣のある都市景観を形成する等、世界の人々を魅了する個性と満ちたまちを作ってきた。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、都市生活に特有の公害が顕在化する等、私たちの身近な環境に様々な影響が現れてきた。更に、先進国を中心とする大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う人の活動は、直接又は間接に環境への負荷を増大させ、その影響は、自然の持つ復元力を超え、現在及び将来の人類を含むすべての生物の生存の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、すべての人は、その環境を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

このような認識の下に、本市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに本市、事業者、市民及び通勤者、通学生、観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、本市の自然的・社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健全で恵み豊かな環境を確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係がある財産並びに人の生活に密接な関係がある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない健全で恵み豊かな環境の恵澤を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならないこと。
- (2) 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならないこと。
- (3) 環境の保全は、本市、事業者及び市民が、すべての活動を行うに当たって、環境の保全の重要性を理解し、環境の保全について十分な配慮をするとともに、環境の保全に関する活動に参加し、及び協力することにより行われなければならないこと。
- (4) 環境の保全は、恵まれた自然の中で優れた文化を創造してきた京都の環境の特質を生かすように推進されなければならないこと。
- (5) 地球環境の保全は、本市、事業者及び市民がこれを共通の課題であると認識し、その認識が施策、事業活動及び日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならないこと。

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、本市の区域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 本市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に関する活動への事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの浪費を避ける等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力することにより、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び本市が環境の保全に関する施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、本市の自然的・社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
 - (3) 環境の保全に関する配慮の指針
 - (4) その他環境の保全に関する重要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第10条 本市は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

第2節 環境保全基準

第11条 市長は、市民の健康を保護し、並びに快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準(以下「環境保全基準」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、環境保全基準を定めるに当たっては、審議会の意見を聽かなければならない。
- 3 市長は、環境保全基準を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。
- 4 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ有効適切に講じることにより、環境保全基準が確保されるよう努めなければならない。
- 5 環境保全基準については、常に適正な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 6 第2項及び第3項の規定は、環境保全基準の改定について準用する。

第3節 環境の保全の総合的推進のための施策

(環境影響評価)

第12条 本市は、土地の形態の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、事前に環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、事業の実施に際し環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に資する施設の整備)

第13条 本市は、下水道、廃棄物処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する施設の整備を推進するため必要な措置を講じなければならない。

(規制的措置)

第14条 本市は、環境への負荷を低減するために必要な規制的措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

第15条 本市は、事業者、市民又は滞在者が事業活動、日常生活又は滞在中の活動における環境への負荷の低減のための適切な措置を採ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な助成の措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者、市民又は滞在者が、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において環境への負荷の少ない行動を選択するよう、適正な経済的負担を課すことについて調査及び研究を行い、特に必要があると認めるとときは、そのために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第16条 本市は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(調査及び研究の推進)

第17条 本市は、環境の状況の把握、環境の保全に資する新たな技術の開発及び環境の保全に関する施策の立案に資する環境の保全に関する調査及び研究の推進を図らなければならない。

2 本市は、研究機関等と連携し、環境の保全に関する学術研究を振興するよう努めなければならない。

第4節 個別の分野における施策

(公害等の防止に係る施策)

第18条 本市は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の少ない総合的な交通体系の確立に係る施策)

第19条 本市は、環境への負荷の少ない総合的な交通体系の確立を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(資源の循環的な利用等に係る施策)

第20条 本市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環的な利用、エネルギーの節減及び有効的利用並びに廃棄物の減量について、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業者による環境管理の促進に係る施策)

第21条 本市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の実施を促進するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(監視等に係る施策)

第22条 本市は、環境の状況を把握するとともに、公害の発生を未然に防止するために必要な監視、観測、測定及び検査を行わなければならない。

2 本市は、環境に係る監視、観測、測定及び検査を行うために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(歴史的な自然環境の保全に係る施策)

第23条 本市は、文化財と一体となった固有の自然環境を保全し、及び活用するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(良好な都市景観の保全及び形成に係る施策)

第24条 本市は、固有の景観を形成している趣のある町並み、その背景となる山並み等の都市景観を保全するとともに、それぞれの地域にふさわしい都市景観を形成し、及び保全するために必要な措置を講じなければならない。

(緑地及び水辺の保全と創造に係る施策)

第25条 本市は、緑地及び水辺を保全し、創造し、及び活用するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自然環境の保全に係る施策)

第26条 本市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が保全されるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(地球環境の保全に係る施策)

第27条 本市は、地球の温暖化の原因となる物質及びオゾン層を破壊する物質の排出の抑制その他地球環境の保全に資する施策を推進しなければならない。

(国際協力及び国際交流に係る措置)

第28条 本市は、地球環境の保全に関する国際協力及び国際交流の推進に努めなければならない。

第5節 参加と協力のための施策

(環境の保全に関する教育、学習等)

第29条 本市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者、市民及び滞在者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を適切に行うことができるようするために必要な措置を講じなければならない。

(情報の収集及び提供)

第30条 本市は、個人又は団体による自発的な環境の保全に関する活動を促進し、及び支援するため、環境の保全に関する情報を収集し、及び提供するよう努めなければならない。

(自発的な活動の促進及び支援)

第31条 本市は、個人又は団体による自発的な環境の保全に関する活動を促進し、及び支援するとともに、当該活動を行う者の連携を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する行動計画)

第32条 市長は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全に関する行動を促進するため、環境の保全のための行動計画(以下「行動計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、行動計画を周知するとともに、その実施を促進するよう努めなければならない。

3 市長は、行動計画の策定及びその実施の促進に当たっては、事業者、市民及び滞在者が行動計画の策定及び実施に参加し、及び協力するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力と連携のための推進体制)

第33条 本市は、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において相互に協力し、及び連携して環境の保全に関する活動を推進するための体制を確立するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第3章 環境審議会

(審議会)

第34条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

(審議会の組織)

第35条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第37条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市環境審議会条例は、廃止する。

京都市環境保全基準

京都市環境基本条例第11条に基づき設定する、京都市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい環境保全基準は、次のとおりとし、平成24年3月30日から施行する。

なお、この環境保全基準については、可及的速やかに達成するよう努め、既に達成されている場合にあっては、現状を維持するよう努めるものとする。

1 大気汚染に係る環境保全基準

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値 0.02ppm以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m ³ 以下 1時間値 0.20mg/m ³ 以下
微小粒子状物質	1年平均値 15 μg/m ³ 以下 1日平均値 35 μg/m ³ 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 0.02ppm以下 (ただし、当分の間1時間値の1日平均値 0.04ppm以下)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 5ppm以下
降下ばいじん	5t/km ² /月以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下

注1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。

注2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注3 測定方法については、国の環境基準（以下「環境基準」という。）の取扱いに準ずるものとする。ただし、降下ばいじんについては、デポジットゲージ法（英国規格）によるものとする。

注4 評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。ただし、二酸化硫黄については、1時間値の1日平均値の年間98%値と当該基準値との比較により評価するものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

2 水質汚濁に係る環境保全基準

（1）人の健康保護に係るもの

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
ひそ 砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注1 対象水域は、全河川とする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

(2) 生活環境に係るもの

ア

項目 類型	AA	A	B	C
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下
浮遊物質量 (SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上
大腸菌群数	50 MPN/100ml 以下	1,000 MPN/100ml 以下	5,000 MPN/100ml 以下	—

注1 対象水域及びその水域が該当する水域類型は、別表のとおりとする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

イ

項目 類型	生物 A	生物特 A	生物 B	生物特 B
全亜鉛	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
(備考) 水生生物の 生息状況の 適応性	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

注1 対象水域及びその水域が該当する水域類型は、別表のとおりとする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する類型

ア

対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1) (高橋から上流)	AA	弓削川	A
鴨川上流(2) (高橋から高野川合流点まで)	A	清滝川（桂川合流点から上流）	AA
鴨川中流 (高野川合流点から勧進橋まで)	A	有栖川	A
鴨川下流（勧進橋から下流）	A	天神川上流（御室川合流点から上流）	A
白川	A	天神川下流（御室川合流点から下流）	A

西高瀬川	C	御室川	A
対象水域	類型	対象水域	類型
高野川上流 (花園川合流点から上流)	AA	小畠川上流 (京都市と長岡京市の境界から上流)	A
高野川下流 (花園川合流点から下流)	A	宇治川上流（山科川合流点から上流）	A
岩倉川	A	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	A
桂川上流（渡月橋から上流）	A	旧安祥寺川	A
桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	A	山科川上流（旧安祥寺川合流点から上流）	A
桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	A	山科川下流（旧安祥寺川合流点から下流）	C
新川	A	東高瀬川	A

イ

対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1)（高橋から上流）	生物 A	桂川上流(1)（世木ダムから上流）	生物 A
鴨川上流(2)（高橋から高野川合流点まで）	生物 B	桂川上流(2)（世木ダムから渡月橋まで）	生物 B
鴨川中流（高野川合流点から勧進橋まで）	生物 B	桂川中流（渡月橋から天神川合流点まで）	生物 B
鴨川下流（勧進橋から下流）	生物 B	桂川下流（天神川合流点から宇治川合流点まで）	生物 B
高野川上流（花園川合流点から上流）	生物 B	宇治川上流（山科川合流点から上流）	生物 B
高野川下流（花園川合流点から下流）	生物 B	宇治川下流（山科川合流点から三川合流点まで）	生物 B

3 地下水汚染に係る環境保全基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ひそ 砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下

項目	基準値
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

注 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

4 騒音に係る環境保全基準

(1) 一般騒音

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50 dB 以下	40 dB 以下
A 及び B	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

注1 地域の類型は、次のとおりとし、その該当地域は、騒音に係る環境基準の類型指定（平成 21 年 3 月 30 日付け京都市告示第 519 号）によるものとする。

AA : 特に静穏を要する地域

A : 専ら住居の用に供される地域

B : 主として住居の用に供される地域

C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域についての基準値は、上表によらず、次表のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

(備考) 車線とは、1 級列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 dB 以下	65 dB 以下

* : 幹線交通を担う道路 : 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4 車線以上）及び自動車専用道路

注2 時間の区分は次のとおりとする。

昼 間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜 間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

注3 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

(2) 新幹線鉄道騒音に係るもの

地域の類型	基準値
I	70 dB 以下
II	75 dB 以下

注1 地域の類型は、次のとおりとし、その該当地域は、平成 21 年 3 月 30 日付け京都市告示第 520 号によるものとする。

I : 主として住居の用に供される地域

II : 商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

5 悪臭及び地盤沈下に係る環境保全基準

項目	基準
悪 臭	大部分の住民が日常生活において不快を感じない程度以下であること。
地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと。

6 土壤汚染に係る環境保全基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン りん 有機 煙	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
ひそ 砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。

注1 検液の作成方法、測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

注2 有機煙とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

なお、人の健康に係る項目について、国の環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを京都市環境保全基準にも追加又は改定することとする。

7 緑に係る環境保全基準

(1) 市街地に係るもの

基準値
緑被率を 37% にすること。

注1 市街地とは、市街化区域と市街化区域に囲まれて島状、線状にある市街化調整区域の一部（吉田山緑地、双ヶ岡、仁和寺、洛西中央緑地、桂川緑地、上高野氷室山、宝ヶ池周辺、桃山御陵、西京桂坂、東山）。

注2 緑被率とは、空から見た、区域にある緑で覆われた土地の割合。

(2) (1) 以外の地域に係るもの

基準
豊かな緑を保全すること。

8 ダイオキシン類に係る環境保全基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

注1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

注3 土壤にあっては、京都市環境保全基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

京都市地球温暖化対策条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 地球温暖化対策計画（第9条）

第3章 本市による地球温暖化対策（第10条）

第4章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

　第1節 事業者及び市民等の取組（第11条～第21条）

　第2節 特定事業者の義務（第22条・第23条）

　第3節 特定排出機器販売者の表示義務（第24条）

　第4節 自動車販売事業者の説明等の義務（第25条）

第5章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第26条～第34条）

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

　第1節 建築物排出量削減指針（第35条）

　第2節 建築物排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第36条～第39条）

　第3節 特定建築物における地域産木材の利用等（第40条～第43条）

　第4節 建築物環境配慮性能の表示（第44条～第49条）

　第5節 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務（第50条～第55条）

第7章 評価及び見直し（第56条・第57条）

第8章 雜則（第58条～第61条）

附則

地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ等の異常気象、海面の上昇、自然生態系の変化等を引き起こし、あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題である。このため、人類が物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として増え続けている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化を防止することは、人類共通の緊急の課題である。

これまでから、本市は、平成9年に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止する取組を先駆的かつ積極的に推進してきた。

健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは、現在を生きる我々人類に課された責務である。この責務を果たしていくには、一人一人の生活様式の見直しなどにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済システムから持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠である。

本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として先導的な役割を果たすため、1年度当たりの温室効果ガスの排出の量を、平成2年度の温室効果ガスの排出の量からその80パーセント以上に相当する量を削減した量とすることにより持続的な発展が可能となる低炭素社会を目指し、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者のそれぞれが、地球温暖化の問題に向き合い、主体的に行動することを新たに決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、低炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量が少なく、かつ、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化により気候系に對して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガス濃度が安定し、持続的な発展が可能となった社会をいう。）を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

（2） 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。

（3） 温室効果ガス 二酸化炭素その他の別に定める物質をいう。

（4） 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

（5） 環境保全活動団体 環境の保全を図る活動を行うことを目的として組織された団体をいう。

（6） 特定事業者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の使用量が、前年度において別に定めた量以上であること。

イ 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を經營する者が道路運送車両法の規定により自動車（同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している車両の総数が、前年度の末日において別に定めた台数以上であること。

ウ 鉄道事業法第3条第1項の規定により同法第2条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者（本市の区域内に路線があるものに限る。）が当該鉄道事業の用に供する車両の総数が、前年度の末日において別に定めた数以上であること。

エ アからウまでに掲げる要件のほか、本市の区域内における事業者の事業活動に伴う温室効果ガスのうちいずれかの物質について、年度の排出（エネルギーの使用に伴うものを除く。）の量が、前年度において別に定めた量以上であること。

2 加盟業者が事業活動を行う場合における前項第6号の規定の適用については、同号中「該当する者」とあるのは「該当する親業者」と、「事業者」とあるのは「同一の商号、商標その他の表示を使用するすべての加盟業者及び親業者」とする。

3 前項において「親業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与える、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

(本市の削減目標)

第3条 本市は、平成42年度までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量（別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。）を、平成2年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量（以下「平成2年度温室効果ガス総排出量」という。）からその40パーセントに相当する量を削減した量とすることを目標とする。
2 前項の目標を確実に達成するため、本市は、平成32年度までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量を、平成2年度温室効果ガス総排出量からその25パーセントに相当する量を削減した量とすることを当面の目標とする。

(本市の責務)

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。
(1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
(2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること。
(3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
(4) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するため必要な措置を講じること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。
(1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置（他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。）を講じること。
(2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。
2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者並びにガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者に限る。）は、前項各号に掲げる責務のほか、次に掲げる責務を有する。
(1) 本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報を提供すること。
(2) 本市、事業者、市民及び環境保全活動団体と連携し、他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置の実施に積極的な役割を果たすこと。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(観光旅行者その他の滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量
- (2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

第2章 地球温暖化対策計画

第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 地球温暖化対策計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
(2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策
(3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項
3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 本市による地球温暖化対策

第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

- (1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの
 - ア 再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。）の優先的な利用を促進するための施策
 - イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。）を促進するための施策
 - ウ 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る再生可能エネルギーの活用及びエネルギーの使用の合理化を促進するための施策
- (2) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を

決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みであって、別に定めるものをいう。以下同じ。)を事業者に普及させるための施策

(3) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、これを事業者、市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに、事業者、市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策

(4) 自動車等(自動車及び道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策で次に掲げるもの

ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関の利用への転換の促進、地球温暖化対策と調和のとれた駐車施設(自動車等を駐車するための施設をいう。)の整備に係る計画の推進
その他の交通需要管理施策(自動車等による交通の抑制、自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。)

イ 貨物の効率的な輸送を促進するための施策

ウ 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策

エ 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策

オ 自動車等の共同使用を促進するための施策

(5) 森林の適切な保全及び整備並びに本市の区域内及びその近隣の地域から産出する木材(以下「地域産木材」という。)その他の森林資源の利用を促進するための施策

(6) 本市の区域内で生産された農林水産物(本市の区域内で製造された農林水産物の加工品を含む。以下同じ。)の積極的な消費その他の環境と調和のとれた食生活に関する啓発その他の施策

(7) 市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策

(8) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他廃棄物の徹底した減量化を図るための施策

(9) 廃棄物を処分する際に発生する熱その他のエネルギーを最大限に活用するための施策

(10) 事業者、市民及び環境保全活動団体が自主的に行う地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者が自らの温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようとする取引を促進するための施策

(11) 地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発の促進並びに当該技術を有する産業(以下「環境産業」という。)の育成及び振興を図るための施策

(12) 事業者、市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようするための環境教育(環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。), 啓発その他の必要な施策

(13) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供、人材の育成、助成その他の必要な施策

(14) 観光旅行者その他の滞在者が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようするための啓発、知識の普及その他の必要な施策

(15) 国、他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力

(16) 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成、税制その他の経済的措置に関する調査及び研究

2 本市は、次に掲げる施策を率先して講じなければならない。

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画の推進

(2) 環境マネジメントシステムの構築及び推進

(3) 環境物品等の調達

(4) 公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策

(5) 本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設並びに住宅及び事業場における再生可能エネルギーを利用するための設備(以下「再生可能エネルギー利用設備」という。)の設置、地域産木材その他の森林資源の利用及び緑化の実施

(6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

第4章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民等の取組

(再生可能エネルギーの優先的な利用等)

第11条 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、次に掲げる事項の実施その他事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(1) 空気調和設備の使用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に資するよう適切な温度に保つこと。

(2) 照明設備の使用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に資するよう適切な照度を保つこと。

3 建築物の新築又は増築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じよう努めなければならない。

(環境マネジメントシステムの導入)

第12条 事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が比較的小ない機械器具等の使用等)

第13条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量が比較的小ない電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が比較的小ない機械器具及び役務の提供等)

第14条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的小ない役務の提供に努めなければならない。

2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育研究機関と連携して、地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発並びに環境産業の振興に努めなければならない。

(公共交通機関等の利用)

第15条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して移動するよう努めなければならない。

2 事業者は、可能な限り、その従業者に対し、通勤における自己の自動車等の使用を控えさせ、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して通勤させることを促進するための措置を講じるよう努めなければならない。

(自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制)

第16条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 事業者及び市民は、自己の自動車等を保有する方法に代えて、自動車等を共同で使用するサービスを利用することその他の方法により、自動車等を使用するよう努めなければならない。

4 事業者及び市民は、自動車等の購入又は別に定める賃借（以下「購入等」という。）をしようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の購入等をするよう努めなければならない。

5 事業者及び市民は、自動車等を使用しようとする場合において、使用することのできる2以上の自動車等があるときは、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

(建築物等の緑化)

第17条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。

(本市の区域内で生産された農林水産物の消費の促進等)

第18条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、本市の区域内で生産された農林水産物を優先的に消費するほか、環境と調和のとれた食生活を営むよう努めなければならない。

(廃棄物の徹底した減量化の推進)

第19条 事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の徹底した減量化を図るよう努めなければならない。

(従業者の環境教育)

第20条 事業者は、その従業者に対し、環境教育を行うよう努めなければならない。

(環境に良いことをする日)

第21条 事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、地球温暖化対策の重要性について関心と理解を深めることにより、地球温暖化の防止に向けた取組の一層の推進を図るため、環境に良いことをする日を設ける。

2 環境に良いことをする日は、毎月16日とする。

3 環境に良いことをする日においては、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者は、環境に配慮した行動を率先して実行するよう努めなければならない。

第2節 特定事業者の義務

(環境マネジメントシステムの導入等)

第22条 特定事業者は、本市の区域内に存する事業所のうち次の各号のいずれかに該当するものにおいて、環境マネジメントシステムを導入し、当該環境マネジメントシステムにおいて決定した目標を達成するための取組を推進しなければならない。

(1) 温室効果ガスの排出の量が最も多い事業所

(2) 主たる事業所

(3) その他環境マネジメントシステムの導入による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い事業所として別に定めるもの

2 前項の規定により環境マネジメントシステムを導入した特定事業者は、毎年度、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 環境マネジメントシステムの名称

(2) 環境マネジメントシステムにおいて決定した目標を達成するための取組に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(温室効果ガスを排出しない新車等の導入)

第23条 特定事業者は、その事業の用に供するため、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない自動車で別に定めるもの（以下「新車」という。）の購入等をしようとするときは、別に定める期間に購入等をする新車のうち次に掲げる自動車に該当するものの台数の当該期間に購入等をする新車の合計台数に対する割合が別に定める割合以上となるようしなければならない。

(1) 温室効果ガスを排出しない別に定める自動車

(2) 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない別に定める自動車

2 特定事業者は、新車の購入等をしたときは、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 購入等をした新車の合計台数

(2) 購入等をした前項各号に掲げる自動車に該当する新車の台数

(3) その他市長が必要と認める事項

3 前条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

第3節 特定排出機器販売者の表示義務

第24条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具（以下「特定排出機器」という。）を店頭において販売する者（以下「特定排出機器販売者」という。）は、当該店頭の見やすい場所に、別に定めるところにより、エネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。

第4節 自動車販売事業者の説明等の義務

（自動車販売事業者による温室効果ガスの排出の抑制）

第25条 本市の区域内において自動車の販売を業とする者（以下「自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報（自動車に関する温室効果ガスの排出の量その他の別に定める事項をいう。）を説明しなければならない。

2 自動車販売事業者は、温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の提供に努めなければならない。

3 自動車販売事業者は、毎年度、別に定めるところにより、温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の販売の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

4 第22条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

第5章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減

（事業者排出量削減指針）

第26条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、次に掲げる指針（以下「事業者排出量削減指針」という。）を定めなければならない。

（1）次条第1項に規定する事業者排出量削減計画書及び第30条第1項に規定する事業者排出量削減報告書の作成に関する次に掲げる指針

ア 温室効果ガスの排出の量の算定に係る指針

イ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るために事業者が採り得る措置に係る指針

（2）第28条第1項の規定による事業者排出量削減計画書に係る評価及び第31条第1項の規定による事業者排出量削減報告書に係る評価に関する指針

2 市長は、事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（事業者排出量削減計画書の提出等）

第27条 計画期間（特定年度（平成23年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数を経過したごとの年度をいう。）以降の3年間をいう。以下同じ。）のいずれかの年度において特定事業者に該当することとなった事業者は、温室効果ガスの排出の量を計画的に削減するため、当該計画期間（特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除く。第30条及び第31条において同じ。）について、事業者排出量削減指針に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、特定事業者に該当することとなった年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

（2）事業者排出量削減計画書を提出する年度前の年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の実績

（3）事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための基本方針

（4）事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標

（5）前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容

（6）従業者に対して通勤において自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置の内容

（7）前2号の措置を推進するための体制

（8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の事業者排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の事業者排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

（事業者排出量削減計画書に係る評価）

第28条 市長は、前条第1項の規定により提出された事業者排出量削減計画書（同条第3項の規定による届出があったときは、変更後の事業者排出量削減計画書）に記載された同条第2項第3号から第5号までに掲げる事項について、事業者排出量削減指針に基づき評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行ったときは、速やかに、計画書提出特定事業者に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

（事業者排出量削減計画の推進）

第29条 計画書提出特定事業者は、事業者排出量削減計画書に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減しなければならない。

2 計画書提出特定事業者は、第27条第2項第4号に掲げる目標を達成するための温室効果ガスの排出の量の削減については、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減する手段のほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策のうち、温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段として別に定めるもの

によることができる。

(事業者排出量削減報告書の提出等)

第30条 計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度について、事業者排出量削減指針に基づき、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、当該各年度の翌年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために実施した措置の内容

(3) 前号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に寄与するために実施した措置の内容

2 第27条第4項の規定は、事業者排出量削減報告書について準用する。

(事業者排出量削減報告書に係る評価)

第31条 市長は、前条第1項の規定により計画期間の最後の年度に係る事業者排出量削減報告書が提出された後、計画期間に係る同項各号に掲げる事項について、事業者排出量削減指針に基づき評価を行うものとする。

2 第28条第2項の規定は、前項の評価について準用する。

(表彰)

第32条 市長は、前条第1項の規定による評価の結果、第27条第2項第4号に掲げる目標の達成の状況が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

(指導及び助言)

第33条 市長は、特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、計画書提出特定事業者に対し、その事業活動の状況及び第27条第2項第5号に掲げる措置の内容に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。

(特定事業者以外の事業者による事業者排出量削減計画書の提出等)

第34条 特定事業者以外の事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減の量等について市長の評価を受けるとともに、当該温室効果ガスの排出の量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、単独で又は共同して、計画期間について事業者排出量削減指針に基づき事業者排出量削減計画書を作成し、別に定める日までに市長に提出することができる。

2 第27条から前条までの規定（第27条第1項を除く。）は、前項の事業者が事業者排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

第1節 建築物排出量削減指針

第35条 市長は、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、次条第1項に規定する建築物排出量削減計画書の作成に關し、当該温室効果ガスの排出の量の削減を図るた

めに建築物を建築する者が採り得る措置に係る指針（以下「建築物排出量削減指針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、建築物排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第2節 建築物排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減

(建築物排出量削減計画書の提出等)

第36条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、建築物排出量削減指針に基づき、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「建築物排出量削減計画書」という。）を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 建築物排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 特定建築物の名称及び所在地

(3) 特定建築物の概要

(4) 特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする措置の内容

(5) 第44条の規定に基づく同条の建築環境総合性能評価システムによる評価の結果

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の建築物排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による建築物排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の建築物排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第37条 市長は、特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、計画書提出特定建築主に対し、特定建築物の状況及び前条第2項第4号に掲げる措置の内容に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。

(完了の届出等)

第38条 計画書提出特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 第36条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(特定建築主以外の建築主による建築物排出量削減計画書の提出等)

第39条 建築物の新築等をしようとする者で、特定建築主以外のものは、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、建築物排出量削減指針に基づき建築物排出量削減計画書を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出することができる。

2 第36条から前条までの規定（第36条第1項を除く。）は、前項の者が建築物排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

第3節 特定建築物における地域産木材の利用等

（特定建築物における地域産木材の利用）

第40条 特定建築主は、特定建築物に別に定める量以上の地域産木材（別に定めるものに限る。以下同じ。）を利用しなければならない。

（特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置）

第41条 特定建築主は、特定建築物又はその敷地に、再生可能エネルギー利用設備で、特定建築物からの温室効果ガスの排出の量の削減に寄与するものとして別に定める基準に適合するものを設置しなければならない。

（届出）

第42条 特定建築主は、次に掲げる事項を記載した別に定める届出書を、特定建築物の新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 特定建築物を利用する地域産木材に関する次に掲げる事項

- ア 種類
- イ 利用する用途
- ウ 利用する量
- エ その他市長が必要と認める事項

(2) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー利用設備に関する次に掲げる事項

- ア 種類
- イ 利用することが可能な再生可能エネルギーの量
- ウ その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出をした特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

（勧告及び公表）

第43条 市長は、特定建築主が前条第1項の規定による届出をした場合において、その届出に係る事項が第40条又は第41条の規定に適合しないと認めるときは、当該特定建築主に対し、地域産木材の利用又は再生可能エネルギー利用設備の設置に関し、特定建築物に係る工事の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特定建築主がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第4節 建築物環境配慮性能の表示

（建築環境総合性能評価システムによる評価）

第44条 特定建築主は、環境への配慮に係る特定建築物の性能について、建築環境総合性能評価システム（環境への配慮に係る建築物の性能を評価する制度のうち、市長が定めるものをいう。以下同じ。）による評価を行わなければならない。

（建築物環境配慮性能の表示に関する基準）

第45条 市長は、環境への配慮に係る建築物の性能（以下「建築物環境配慮性能」という。）を適切に表示させるため、前項の規定による評価の結果のうち次条の規定により表示をすべき事項及びその表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めなければならない。

2 市長は、表示基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを告示しなければならない。（建築物環境配慮性能の表示）

第46条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事の期間中、当該工事の現場の見やすい場所に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

2 特定建築主は、新築等に係る特定建築物の販売の広告（別に定めるものに限る。以下同じ。）をするときは、当該広告に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

3 特定建築主は、新築等に係る特定建築物について販売の代理又は媒介を行わせる場合において、当該代理又は媒介を行う者（以下「販売代理者等」という。）が当該特定建築物の販売の広告をするときは、当該販売代理者等に対し、当該広告に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をさせなければならない。

4 前項の場合において、販売代理者等は、正当な理由なく、当該特定建築物に係る建築物環境配慮性能の表示を拒否してはならない。

（建築物環境配慮性能の表示の届出）

第47条 特定建築主は、前条第1項から第3項までの規定により、建築物環境配慮性能の表示をし、又は販売代理者等に当該表示をさせたときは、これらの表示の日のいずれか早い日後速やかに、別に定める届出書に、当該表示をし、若しくは表示をさせた広告若しくはその写しその他建築物環境配慮性能の表示の内容を確認するために必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした特定建築主は、表示をし、又は表示をさせた建築物環境配慮性能に変更が生じたときは、速やかに、変更後の建築物環境配慮性能の表示をし、又は販売代理者等に対して変更後の建築物環境配慮性能の表示をさせるとともに、別に定める届出書に、変更後の前項の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

（建築物環境配慮性能の説明）

第48条 特定建築主は、特定建築物を販売しようとするときは、当該特定建築物を購入しよう

とする者に対し、当該特定建築物に係る建築物環境配慮性能を説明するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、販売代理者等が特定建築物の販売の代理又は媒介を行おうとする場合について準用する。

(特定建築主以外の建築主による建築物環境配慮性能の表示等)

第49条 第39条第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した者は、環境への配慮に係る当該建築物の性能について、建築環境総合性能評価システムによる評価を行うとともに、第46条第1項若しくは第2項の規定の例により当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をし、又は同条第3項の規定の例により当該建築物の販売の代理若しくは媒介を行おう者に対して当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をさせるよう努めなければならない。

2 前条の規定は、前項の建築物排出量削減計画書を提出した者が当該建築物の販売をし、又はその販売の代理若しくは媒介を行わせる場合について準用する。

第5節 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務

(特定緑化建築物等の緑化等)

第50条 緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定する地区をいう。）において、その敷地面積が別に定める面積以上である建築物の新築又は別に定める改築をしようとする者（以下「特定緑化建築主」という。）は、当該建築物及びその敷地（以下「特定緑化建築物等」という。）に、それらの面積に応じて別に定める面積以上の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあっては、別に定める規模以下のものを除く。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路、土留めその他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により緑化施設を確保することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 特定緑化建築主は、前項の規定にかかわらず、その建築物に太陽光発電装置を設けるときは、緑化施設の面積に太陽光発電装置の面積を加えた面積をもって同項の規定により設けるべき緑化施設の面積とすることができる。

3 第1項の緑化施設及び前項の太陽光発電装置の面積は、別に定める方法により算定するものとする。

(適用除外)

第51条 前条の規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- (1) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の用に供する建築物
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域内の建築物
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項に規定する近郊緑地保全区域内の建築物
- (4) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区内の建築物
- (5) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区内の建築物

(緑化計画書の提出)

第52条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請前又は同法第18条第2項の規定による通知前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 特定緑化建築物等の概要
- (4) 特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事その他当該緑化施設を確保するための実施しようとする措置の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 緑化計画書を提出した特定緑化建築主（以下「計画書提出特定緑化建築主」という。）は、当該特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事が完了するまでの間に、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の緑化計画書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(勧告及び公表)

第53条 市長は、特定緑化建築主が緑化計画書を提出した場合において、当該緑化計画書に記載された前条第1項第4号に掲げる措置の内容が第50条の規定に適合しないと認めるときは、当該特定緑化建築主に対し、特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特定緑化建築主がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(特定緑化建築物等に係る工事の完了の届出)

第54条 計画書提出特定緑化建築主は、当該特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(特定緑化建築物等の維持管理)

第55条 計画書提出特定緑化建築主は、特定緑化建築物等の適切な維持管理に努めなければならない。

第7章 評価及び見直し

(施策の評価及び見直し)

第56条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。
- 4 市長は、第1項の評価及び第2項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全

活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聽かなければならない。

(条例の見直し)

第57条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに、その見直しを行うものとする。

第8章 雜則

(報告又は資料の提出)

第58条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者（第34条第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した事業者を含む。）、特定建築主（第39条第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した者を含む。）及び特定緑化建築主に対し、温室効果ガスの排出の量を削減するための措置の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、特定建築物若しくはその敷地又は特定緑化建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第60条 市長は、特定事業者、自動車販売事業者、特定建築主及び特定緑化建築主が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第22条第2項、第23条第2項又は第25条第3項の規定による報告をしなかったとき。
 - (2) 第27条第1項、第30条第1項、第36条第1項又は第52条第1項の規定による提出をしなかったとき。
 - (3) 第27条第3項、第36条第3項、第38条第1項、第42条、第47条第1項若しくは第2項、第52条第2項又は第54条の規定による届出をしなかったとき。
 - (4) 第58条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

第61条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6章第3節から第5節までの規定（第44条を除く。）及び附則第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の京都市地球温暖化対策条例（以下「旧条例」という。）第21条第1項の規定により提出された同項に規定する特定建築物排出量削減計画書については、この条例による改正後の京都市地球温暖化対策条例（以下「新条例」という。）第36条第1項の規定により提出された建築物排出量削減計画書とみなす。
- 3 旧条例第20条第2項の規定により同項に規定する特定事業者排出量削減報告書を提出すべきであった者で、施行日前に提出していないものについては、旧条例第20条第2項及び第3項、第25条並びに第26条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 新条例第6章第3節及び第5節の規定は、平成24年4月1日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする者について適用する。この場合において、同日から別に定める日までに当該申請又は通知をする者に対する新条例第52条の規定の適用については、同条第1項中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請前又は同法第18条第2項の規定による通知前の別に定める日までに」とあるのは、「平成24年4月1日以後速やかに」とする。

京都市地球温暖化対策条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(温室効果ガス)

第2条 条例第2条第1項第3号に規定する別に定める物質は、次に掲げるものとする。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン
- (3) 一酸化二窒素
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン
- (5) 令第2条に規定するパーフルオロカーボン
- (6) 六ふつ化硫黄

(特定事業者)

第3条 条例第2条第1項第6号アに規定する別に定める量は、別に定める方法により原油の数量に換算して1,500キロリットルとする。

2 条例第2条第1項第6号イに規定する別に定める台数は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる台数とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車 100台
- (2) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車並びに同条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業(以下「特定旅客自動車運送事業」という。)の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム以上、最大積載量が5,000キログラム以上又は乗車定員が11人以上のもの 100台
- (3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車、特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム未満、最大積載量が5,000キログラム未満又は乗車定員が10人以下のもの及び同法第21条第2号の規定による許可を受けた同法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム未満、最大積載量が5,000キログラム未満又は乗車定員が10人以下のもの 150台

3 条例第2条第1項第6号ウに規定する別に定める数は、150両とする。

4 条例第2条第1項第6号エに規定する別に定める量は、別に定める方法により二酸化炭素の量に換算して3,000トンとする。

(温室効果ガスの総排出量の算定方法)

第4条 条例第3条第1項に規定する別に定める方法は、第2条各号に掲げる物質ごとに令第3条に規定する方法により算定される当該物質の排出量に令第4条に規定する当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量を合計した量から、本市の区域内における森林の保全及び整備による温室効果ガスの吸収量として別に定める方法により算定される量を減じる方法とする。

(環境マネジメントシステム)

第5条 条例第10条第1項第2号に規定する別に定める仕組みは、次に掲げるものとする。

- (1) 國際標準化機構の規格14001に適合する仕組み
- (2) 特定非営利活動法人KEES環境機構の規格に適合する仕組み
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準じる仕組みとして市長が認めるもの
(温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない自動車等の賃借)

第6条 条例第16条第4項に規定する別に定める賃借は、賃借の期間(以下「賃借期間」という。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものとする。

(環境マネジメントシステムの導入等)

第7条 条例第22条第1項第3号に規定する別に定める事業所は、次に掲げるものとする。

- (1) 従業者の数が最も多い事業所
- (2) 床面積の合計が最も大きい事業所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムの導入による他の事業所への啓発の効果が特に高い事業所として市長が適当と認める事業所

2 条例第22条第2項の規定による報告は、環境マネジメントシステムを導入した年度以降の各年度の翌年度の7月31日までに、環境マネジメントシステム導入報告書(第1号様式)により行うものとする。

(温室効果ガスを排出しない新車等の購入等)

第8条 条例第23条第1項に規定する別に定める自動車は、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。

- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
 - (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 2 条例第23条第1項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 特定年度において特定事業者に該当することとなった事業者 計画期間

(2) 特定年度以外の年度において特定事業者に該当することとなった事業者 計画期間のうち、特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除いた期間

3 条例第23条第1項に規定する別に定める割合は、50パーセントとする。

4 条例第23条第1項第1号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。

(1) 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないもの

(2) 水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車

5 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。

(1) 電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収することにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の排出の抑制に資するものをいう。以下同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの

- (2) 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
(3) 振発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、その燃料消費効率（自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。）が別に定める基準を満たすもの

6 条例第23条第2項の規定による報告は、新車の購入等をした年度の翌年度の7月31日までに、新車購入等報告書（第2号様式）により行うものとする。

（特定排出機器）

第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（以下「省エネルギー令」という。）第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの
(2) 省エネルギー令第21条第3号に掲げる蛍光ランプのみを光源とする照明器具
(3) 省エネルギー令第21条第4号に掲げるテレビジョン受信機
(4) 省エネルギー令第21条第10号に掲げる電気冷蔵庫
(5) 省エネルギー令第21条第16号に掲げる電気便座

（エネルギー消費効率に関する情報の表示）

第10条 条例第24条第1項の規定による表示は、縦5.5センチメートル以上、横5センチメートル以上であり、かつ、別に定める事項を表示した書面を掲示することにより行うものとする。

（エネルギー消費効率）

第11条 条例第24条第1項に規定する別に定める方法は、法第78条第1項に規定する事項に関し経済産業大臣が定める測定方法とする。

（自動車環境情報）

第12条 条例第25条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の量
(2) 燃料消費効率
(3) 自動車排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量
　ア 一酸化炭素
　イ 炭化水素
　ウ 窒素酸化物
　エ 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、粒子状物質
(4) エアコンディショナーの冷媒の種類及び使用量
(5) 容易に再生利用又は再使用をすることができる部品の種類
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（温室効果ガスを排出しない新車等の販売の実績に係る報告）

第13条 条例第25条第3項の規定による報告は、新車の販売に係る各年度の翌年度の7月31日までに、新車販売実績報告書（第3号様式）により行うものとする。

（事業者排出量削減計画書等の提出）

第14条 条例第27条第1項に規定する別に定める日は、9月30日とする。

2 条例第27条第3項に規定する届出書は、事業者排出量削減計画変更届（第4号様式）とす

る。

（温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段）

第15条 条例第29条第2項に規定する別に定める地球温暖化対策は、次の各号に掲げるものとし、同項の規定により自ら削減したものとみなすことができる温室効果ガスの排出の量は、当該地球温暖化対策の区分に応じ、当該各号に掲げる量とする。

- (1) 森林の保全及び整備 当該保全及び整備により吸収される二酸化炭素の量のうち市長が指定する機関の認証を受けた量
(2) 地域産木材の利用 その利用により他の木材を利用した場合に比べて発生が抑制される二酸化炭素（木材の輸送に係るものに限る。）の量のうち市長が指定する機関の認証を受けた量
(3) 再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱の供給 その供給により当該供給をしなかった場合に比べて発生が抑制される二酸化炭素の量として別に定める方法により算定した量
(4) グリーン電力証書（再生可能エネルギーを利用して得た電力の環境への配慮に係る価値を証する書類として別に定めるものをいう。）又はグリーン熱証書（再生可能エネルギーを利用して得た熱の環境への配慮に係る価値を証する書類として別に定めるものをいう。）の購入購入した当該グリーン電力証書又はグリーン熱証書により証される価値を別に定める方法により二酸化炭素の削減の量に換算した量
(5) 他の者が自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を自らが削減したものとみなすための取引の実施 当該地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量として市長又は市長の指定する機関が認証した量

（事業者排出量削減報告書の提出期限）

第16条 条例第30条第1項に規定する別に定める日は、7月31日とする。

（特定事業者以外の事業者による事業者排出量削減計画書の提出）

第17条 条例第34条第1項に規定する別に定める日は、同項に規定する評価を受けようとする年度の9月30日とする。

2 第14条から前条までの規定（第14条第1項を除く。）は、条例第34条第1項の規定により同項の事業者が事業者排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

（特定建築物の規模）

第18条 条例第36条第1項に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上の建築物とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 建築基準法第85条第1項に規定する応急仮設建築物
(2) 建築基準法第85条第2項に規定する応急仮設建築物又は仮設建築物
(3) 建築基準法第85条第5項の規定による許可を受けて建築される同項に規定する仮設建築物（建築物排出量削減計画書等）

第19条 条例第36条第1項に規定する別に定める日は、特定建築物の新築等に係る工事に着手する日から起算して21日前の日とする。

2 条例第36条第3項に規定する届出書は、建築物排出量削減計画変更届（第5号様式）とする。

3 条例第36条第1項に規定する計画書及び同条第3項に規定する届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

4 市長は、前項の計画書又は届出書の提出があったときは、当該計画書又は届出書の副本に届出済印を押印して、当該計画書又は届出書を提出した者に返付する。

(建築物排出量削減計画書の変更に係る届出を要しない軽微な変更)

第20条 条例第36条第3項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建築物の床面積の変更を伴わない計画の変更

(2) 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の値の変化を伴わない計画の変更

(工事完了の届出)

第21条 条例第38条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 届出に係る建築物の名称及び所在地

(3) 新築又は増築の別

(4) 工事の完了年月日

(5) 届出に係る建築物について温室効果ガスの排出の量を削減するために実施した措置の内容

2 前項の届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

3 第19条第4項の規定は、第1項の届出書について準用する。

(特定建築主以外の建築主による建築物排出量削減計画書の提出)

第22条 条例第39条第1項に規定する別に定める日は、建築物の新築等に係る工事に着手する日から起算して21日前の日とする。

2 第19条から前条までの規定（第19条第1項を除く。）は、条例第39条第1項の規定により同項の者が建築物排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

(特定建築物における地域産木材の利用量)

第23条 条例第40条に規定する別に定める量は、特定建築物の居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる居室以外のものの床面積の平方根の合計に100分の1平方メートルを乗じて得た量とする。

(1) 建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物の居室であって、建築基準法施行令第129条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定により当該居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同条第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならないもの

(2) 木材をその建築の材料として利用することが機能上又は衛生上適当

でないと市長が認める居室

(特定建築物に利用する地域産木材)

第24条 条例第40条に規定する別に定める地域産木材は、次に掲げるものとする。

(1) 本市の区域内の森林において産出された木材（これを製材し、又は加工したものを含む。以下同じ。）のうち、市長が指定する機関の登録を受けた者が供給するもの

(2) 京都府の区域内の森林において産出された木材として、市長が指定する機関の認証を受けた木材

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域産木材として市長が認めるもの

2 前項第1号及び第2号の市長が指定する機関は、告示する。

(特定建築物等に設置すべき再生可能エネルギー利用設備の基準)

第25条 条例第41条に規定する別に定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれかの設備であること。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽熱利用設備

ウ バイオマス利用設備

エ 風力発電設備

オ 水力発電設備

カ 地熱発電設備

キ 次に掲げる事由により、アからカまでに掲げる設備を設置することができず、又は設置することによっては次号に掲げる熱量の再生可能エネルギーを利用することができない特定建築物及びその敷地にあっては、再生可能エネルギーを電力、熱等に変換せずに直接に利用する設備で、市長が認めるもの

(ア) 地形その他の自然条件

(イ) 周辺の建築物の構造、配置その他のアからカまでに掲げる設備による再生可能エネルギーの利用に支障を生じさせる事由

(ウ) 工作物の形態及び意匠に係る法令の規定による制限

(2) 別に定める算出基準により熱量に換算して年間30,000メガジュール以上の再生可能エネルギーを利用できること。

2 前項第2号の算出基準は、告示する。

(地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置に関する届出)

第26条 条例第42条第1項に規定する届出書は、地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届（第6号様式）とする。

2 条例第42条第1項に規定する別に定める日は、特定建築物の新築等に係る工事に着手する日から起算して21日前の日とする。

3 条例第42条第2項に規定する届出書は、地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置変更届（第7号様式）とする。

4 第1項及び前項の届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

5 第19条第4項の規定は、第1項及び第3項の届出書について準用する。

(建築物環境配慮性能の表示をしなければならない販売の広告)

第27条 条例第46条第2項に規定する別に定める販売の広告は、販売する特定建築物の全部又は一部の価格又は間取りが表示されている広告であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 新聞、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物に掲載されるもの（当該広告の面積が62,370平方ミリメートル以下であるものを除く。）

(2) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方

式で作られた記録をいう。）に記録される広告で、次に掲げる方法によりなされるもの

ア インターネットを利用して閲覧に供する方法

イ 電子メールを送信する方法

ウ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものを交付する方法

(建築物環境配慮性能の表示の届出)

第28条 条例第47条第1項に規定する届出書は、建築物環境配慮性能表示届（第8号様式）とする。

- 2 条例第47条第2項に規定する届出書は、建築物環境配慮性能表示変更届（第9号様式）とする。
- 3 前2項の届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 4 第19条第4項の規定は、第1項及び第2項の届出書について準用する。
- （特定緑化建築物等の緑化）
- 第29条 条例第50条第1項の規定により緑化施設を設けなければならない建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上とする。
- 2 条例第50条第1項に規定する別に定める改築は、同一敷地内にある建築物の全部を除却し、又は建築物が災害によって滅失した後に、引き続き当該敷地内に構造、規模及び用途が従前と著しく異なる建築物を建てることとする。
- 3 条例第50条第1項の規定により設けなければならない緑化施設の面積は、別表に掲げる面積とする。
- 4 条例第50条第1項に規定する別に定める規模は、可動式の緑化のための施設に用いる容器の容量が100リットルである規模とする。
- 5 条例第50条第3項に規定する別に定める方法は、告示する。
- （緑化計画書の提出）
- 第30条 条例第52条第1項に規定する緑化計画書の様式は、第10号様式とする。
- 2 条例第52条第1項に規定する別に定める日は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知の日から起算して30日前の日とする。
- 3 条例第52条第2項に規定する届出書は、緑化計画変更届（第11号様式）とする。
- 4 第1項の緑化計画書及び前項の届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 5 第19条第4項の規定は、第1項の緑化計画書及び第3項の届出書について準用する。
- （緑化計画書の変更の届出を要しない軽微な変更）
- 第31条 条例第52条第2項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 特定緑化建築物等の建築面積及び敷地面積の変更を伴わない変更
 - (2) 第29条第3項に規定する緑化施設の面積を減少させない変更
- （特定緑化建築物等に係る工事の完了の届出）
- 第32条 条例第54条の規定による届出は、緑化施設及び太陽光発電装置工事完了届（第12号様式）に、緑化施設に係る工事の完了後の特定緑化建築物等の状況を示す平面図及び写真を添えて行うものとする。
- 2 前項の緑化施設及び太陽光発電装置工事完了届の部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 3 第19条第4項の規定は、第1項の緑化施設及び太陽光発電装置工事完了届について準用する。
- （身分証明書）
- 第33条 条例第59条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第13号様式とする。
- （補則）
- 第34条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、環境政策局地球温暖化対策担当局長が定める。ただし、条例第6章の規定の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築技術担当局長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第72号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日規則第38号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日規則第11号）

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第99号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第78号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第128号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日規則第57号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）

第18条の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第19条第1項に規定する日が到来する建築物について適用し、同日前に同項に規定する日が到来した建築物については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第20条の規定は、この規則の施行の日以後に建築物排出量削減計画書を提出する者について適用し、同日前に建築物排出量削減計画書を提出した者については、なお従前の例による。

（経過措置）

4 京都市地球温暖化対策条例附則第4項後段に規定する別に定める日は、平成24年4月30日とする。

別表（第30条関係）

区 分	緑化施設の面積
地 上 部	次に掲げる算式により算定した面積のうち、いずれか小さい面積以上 (1) (敷地面積-建築面積) × 0.15 (2) (敷地面積-敷地面積×法定建ぺい率) × 0.15
建築物の屋上等	屋上面積の20パーセント以上

備考1 「地上部」とは、建築物の敷地のうち、当該建築物（建築基準法第2条第1項第1号に規定する屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）の存する部分以外の部分をいう。

2 敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによる。

- 3 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによる。
- 4 「法定建ぺい率」とは、法令の規定により定められた建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度をいう。
- 5 「建築物の屋上等」とは、建築物の屋根の部分のうち、人が出入りすることができる部分（以下「屋上」という。）、外壁、ベランダ又はバルコニーをいう。
- 6 「屋上面積」とは、屋上のうち、建築物の管理に必要な施設の用途に供する部分の面積を除いた面積をいう。

京都市環境影響評価等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 準備書の作成前の手続
 - 第1節 事前配慮(第6条・第7条)
 - 第2節 技術指針(第8条)
 - 第3節 方法書の作成等(第9条～第12条)
 - 第4節 方法書についての市長の意見(第13条)
 - 第5節 環境影響評価の実施等(第14条・第15条)
- 第3章 準備書
 - 第1節 準備書の作成等(第16条～第20条)
 - 第2節 公聴会の開催等(第21条・第22条)
 - 第3節 準備書についての市長の意見(第23条)
- 第4章 評価書(第24条・第25条)
- 第5章 対象事業の内容の修正等(第26条・第27条)
- 第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続
 - 第1節 対象事業の実施の制限等(第28条～第31条)
 - 第2節 事後調査等(第32条～第35条)
- 第7章 環境影響評価等その他の手続の特例等(第36条～第38条)
- 第8章 環境影響評価審査会(第39条～第42条)
- 第9章 雜則(第43条～第49条)
- 附則

第1章 総　　則

(目的)

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり事前配慮、環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)を行うことが健全で恵み豊かな環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価等について本市等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価等の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置を探ること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生じる影響を含む。以下「環境影響」という。)について

て環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- (2) 対象事業 別表に掲げる事業のいずれかに該当する事業であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして別に定めるもの(環境影響評価法(以下「法」という。)第2条第3項に規定する第二種事業及び同条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)を除く。)をいう。
- (3) 事業者 対象事業を実施しようし、又は実施している者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようし、又はその委託をしている者)をいう。
- (4) 事前配慮 事業者が第9条に規定する方法書の作成に着手するまでに、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての適正な配慮をすることをいう。
- (5) 事後調査 事業者が対象事業に係る工事に着手した後に、当該対象事業の実施による環境影響について調査することをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われるために必要な施策を実施しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、環境影響評価等その他の手続を適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての適正な配慮をしなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民並びに本市の区域内にある土地の所有者、管理者及び占有者は、環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われ、環境の保全についての配慮が適正になされるよう本市の施策に協力しなければならない。

第2章 準備書の作成前の手続

第1節 事前配慮

(事前配慮指針)

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る事前配慮を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる指針(以下「事前配慮指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事前配慮指針については、常に適正な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 3 市長は、事前配慮指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第39条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、事前配慮指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

(事前配慮の実施)

- 第7条** 事業者は、事前配慮指針の定めるところにより、事前配慮を行わなければならない。
- 2 事業者は、事前配慮を行うに当たり必要があると認めるときは、市長に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

第2節 技術指針

第8条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針(以下「技術指針」という。)を定めなければならない。

- 2 技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針
 - (2) 環境の保全のための措置に関する指針
 - (3) 事後調査の計画に関する指針
- 3 第6条第2項から第4項までの規定は、技術指針の策定又は改定について準用する。
- 4 事業者は、技術指針の定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を行わなければならない。

第3節 方法書の作成等

(方法書の作成及び提出)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目に限る。)
- (5) 対象事業に係る事前配慮の内容

(方法書の公告、縦覧等)

第10条 市長は、前条の規定による方法書の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を定めるとともに、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、方法書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、別に定めるところにより、前項の縦覧期間内に、前項の地域内において、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

(方法書についての意見書の提出等)

第11条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、前項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

(方法書についての意見に対する見解書の提出)

第12条 事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第4節 方法書についての市長の意見

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して3月(第11条第1項に規定する意見書の提出がない場合にあっては、第10条第1項の公告の日から起算して5月)以内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。

- 2 第6条第3項の規定は、前項の規定により市長が方法書について意見を述べる場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、前条に規定する書類及び同項の書面を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

第5節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第14条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第11条第1項の意見に配意して第9条第4号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第15条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3章 準備書

第1節 準備書の作成等

(準備書の作成及び提出)

第16条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下「準備書要約書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第9条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 第11条第1項の意見の概要

- (3) 第13条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見に対する事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るもの)を含む。)
 - イ 環境の保全のための措置(当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ウ 事後調査の計画
 - エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (7) 事前配慮及び環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)

(準備書の公告及び縦覧)

第17条 市長は、前条の規定による準備書及び準備書要約書の提出があつたときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第11条第1項及び第13条第1項の意見並びに第15条の規定により行われた環境影響評価の結果にかんがみ第10条第1項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を定めるとともに、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、準備書及び準備書要約書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、準備書及び準備書要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第18条 事業者は、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。
2 事業者は、説明会を開催しようとするときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、その旨を市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公示しなければならない。
3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって別に定めるものにより、前項の規定による公示をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条の縦覧期間内に、準備書要約書の提供その他の方法により、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
4 事業者は、説明会を開催したときはその状況を、説明会を開催することができない場合において準備書の記載事項を周知させるように努めたときはその旨を、速やかに市長に報告しなければならない。

(準備書についての意見書の提出等)

第19条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第17条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。
2 市長は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、前項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

(準備書についての意見に対する見解書の提出)

第20条 事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。
第2節 公聴会の開催等

(公聴会の開催及び公聴会記録書の作成等)

第21条 市長は、準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催しなければならない。ただし、第3項の規定による届出がないときは、この限りでない。
2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、日時、場所その他別に定める事項を公告しなければならない。
3 第1項の意見を述べようとする者は、第17条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、その旨を市長に届け出なければならない。
4 市長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書(以下「公聴会記録書」という。)を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。

(公聴会記録書に記載された意見に対する見解書の提出)

第22条 事業者は、前条第4項の規定による公聴会記録書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、公聴会記録書に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第3節 準備書についての市長の意見

第23条 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、当該提出があつた日から起算して4月(第19条第1項に規定する意見書の提出があり、市長が第21条第1項の規定による公聴会を開催しない場合にあっては第20条の規定による書類の提出があつた日から起算して4月、第19条第1項に規定する意見書の提出がなく、市長が第21条第1項の規定による公聴会を開催しない場合にあっては第17条の公告の日から起算して6月)以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。
2 第6条第3項の規定は、前項の規定により市長が準備書について意見を述べる場合について準用する。

第4章 評価書

(評価書の作成)

第24条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第19条第1項及び第21条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に掲げる措置を探らなければならない。

- (1) 第9条第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、軽微な修正その他の別に定める修正に該当するものを除く。) 第7条及び第9条から次条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ること。
- (2) 第16条第4号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 第3項及び次条の規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの(次項に該当する場合を除く。) 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、第10条第1項の規定による公告が行われてから次条の規定による公告が行われるまでの間において、第9条第1号又は第16条第2号、第3号若しくは第7号に掲げる事項を変更し、又は修正したとき(前項第1号及び第27条第1項第3号に該当する場合を除く。)は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)及びこれを要約した書類(以下「評価書要約書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 第16条各号に掲げる事項
- (2) 第19条第1項の意見の概要
- (3) 公聴会記録書に記載された意見の概要
- (4) 前条第1項の市長の意見
- (5) 前3号の意見に対する事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

- 第25条** 市長は、前条第3項の規定による評価書及び評価書要約書の提出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、評価書及び評価書要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

第5章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の事前配慮及び環境影響評価その他の手続)

- 第26条** 事業者は、第10条第1項の規定による公告が行われてから前条の規定による公告が行われるまでの間に第9条第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第24条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第7条及び第9条から前条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の別に定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

- 第27条** 事業者は、第10条第1項の規定による公告が行われてから第25条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

- (2) 第9条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなつたとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。
- 3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った事前配慮及び環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた事前配慮及び環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

- 第28条** 事業者は、第25条の規定による公告が行われるまでは、対象事業(第24条第1項又は第26条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。
- 2 事業者は、第25条の規定による公告が行われた後に第9条第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、軽微な変更その他の別に定める変更に該当するときは、この条例の規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。
- 3 第1項の規定は、第25条の規定による公告が行われた後に第9条第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 事業者は、第25条の規定による公告が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。この場合において、前条第3項の規定は、前項に規定する引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

- 第29条** 市長は、第25条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第16条第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第7条及び第9条から第25条まで又は第14条から第25条までの規定の例による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経る必要がある旨を事業者に通知しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による通知があったときは、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために必要な措置に關し、市長と協議しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議をした結果、事業者が第1項の事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、その旨を公告しなければならない。

4 第26条から前条までの規定は、第1項の事前配慮及び環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告(次条第1項に規定する事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経た後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。

(許可等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第30条 市長は、対象事業に係る本市の条例に基づく許可等の審査に際し、一定の基準に該当している場合は許可等を行わなければならないとする旨の本市の条例の規定であつて別に定めるものに係る許可等を行うときは、当該許可等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と環境の保全に関する審査(評価書の記載事項に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することをいう。以下同じ。)の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であつても、当該判断に基づき、当該許可等を拒否する処分を行い、又は当該許可等に必要な条件を付付することができるものとする。

2 市長は、対象事業に係る免許等(法律又は条例に基づく免許、特許、許可、認可又は承認(前項の許可等を除く。)をいう。以下同じ。)の審査に際し、免許等に係る法律又は条例に違反しない限りにおいて、環境の保全に関する審査の結果を考慮することができる。

3 市長は、対象事業に係る免許等を行う者が市長以外の者であるときは、当該免許等を行う者に評価書及び評価書要約書の写しを送付するとともに、対象事業に係る免許等の審査に際し、環境の保全に関する審査の結果を考慮するよう要請することができる。

(事業者の環境の保全の配慮)

第31条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない。

第2節 事後調査等

(事後調査計画書の作成)

第32条 事業者は、評価書を作成した後、事後調査を行うための計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。

(対象事業に係る工事の着手等の届出)

第33条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、事後調査計画書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、事後調査計画書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

3 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 事業者は、第25条の規定による公告(第29条第1項に規定する事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、当該手続を経た後に行われるものに限る。)が行われてから対象事業に係る工事が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第9条第1号に掲げる事項を変更したとき(第28条第4項に該当する場合を除く。)。

(3) 第9条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなつたとき。

5 市長は、前2項の規定による届出があつたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(事後調査の実施等)

第34条 事業者は、事後調査計画書に記載されているところにより、事後調査を行わなければならぬ。

2 事業者は、事後調査を行つたときは、速やかに事後調査の結果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告書の提出があつたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(事業者に対する必要な措置の要請及び命令)

第35条 市長は、前条第2項の規定による報告書の提出があつたときは、当該報告書の内容を審査し、対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のための必要な措置を探ることを要請することができる。

2 市長は、対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがある場合において、人の生命若しくは身体に係る回復が困難な被害が生じ、又は環境の保全に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を探ることを命じることができる。

第7章 環境影響評価等その他の手続の特例等

(手続の併合等)

第36条 事業者は、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの対象事業について、併せてこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を経ることができる。

2 2以上の事業者が1又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該2以上の事業者は、当該2以上の事業者のうちからこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を行う1の事業者(以下「代表事業者」という。)を定め、代表事業者に当該1又は相互に関連する2以上の対象事業に係るこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を併せて行わせることができる。この場合において、代表事業者が行った環境影響評価等その他の手続は当該2以上の事業者が行ったものとみなし、代表事業者について行われた環境影響評価等その他の手續は当該2以上の事業者について行われたものとみなす。

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第37条 対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、別に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者(同法第15条第1項の都道府県若しくは市町村又は同法第87条の2第1項の指定都市(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村)をいう。)が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、事前配慮及び環境影響評価等その他の手続を経ができる。

(法対象事業に係る事前配慮等に関する規定の準用)

第38条 第2章第1節及び第2節(第8条第2項第1号及び第2号を除く。), 第13条第2項及び第3項, 第21条, 第23条第2項, 前章第2節, 第36条, 前条並びに第9章の規定は, 法対象事業について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, 同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	対象事業	法対象事業
	事前配慮	事前配慮(事業者(法対象事業を実施しようとして, 又は実施している者(委託に係る法対象事業にあっては, その委託をしようとして, 又はその委託をしている者)をいう。以下同じ。)が法第5条第1項に規定する方法書の作成に着手するまでに, 法対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し, 又は低減することその他の環境の保全についての適正な配慮をすることをいう。以下同じ。)
第8条第1項	対象事業	法対象事業
	環境影響評価及び事後調査	事後調査(事業者が法対象事業に係る工事に着手した後に, 当該法対象事業の実施による環境影響について調査することをいう。以下同じ。)
第8条第4項	対象事業	法対象事業
	環境影響評価及び事後調査	事後調査
第13条第2項	前項	法第10条第2項
	方法書	法第5条第1項に規定する方法書
第13条第3項	第1項	法第10条第2項
	前条に規定する書類及び同項の書面	当該意見を記載した書面
第21条第1項	準備書	準備書(法第14条第1項に規定する準備書をいう。以下同じ。)
第21条第3項	第17条	法第16条
第21条第4項	事業者	事業者及び京都府知事
第23条第2項	前項	法第20条第2項において準用する法第10条第2項
第32条	評価書	法第26条第2項に規定する評価書
第33条第1項	対象事業	法対象事業
	着手しようとするときは, あらかじめ	着手後速やかに
第33条第3項	対象事業	法対象事業

第33条第4項 各号別記以外 の部分	第25条	法第27条
	第29条第1項	法第32条第1項
	事前配慮及び環境影響評価	環境影響評価
	対象事業	法対象事業
第33条第4項 第1号	対象事業	法対象事業
第33条第4項 第2号	第9条第1号 第28条第4項	法第5条第1項第1号 法第31条第4項
第33条第4項 第3号	第9条第2号 対象事業	法第5条第1項第2号 法対象事業
第35条第1項	対象事業	法対象事業
第35条第2項	対象事業	法対象事業
第36条第1項	対象事業 環境影響評価等	法対象事業 事前配慮及び事後調査
第36条第2項	対象事業 環境影響評価等	法対象事業 事前配慮及び事後調査
第37条	対象事業 及び環境影響評価その他の手続 を経る	法対象事業 を行う
第43条	対象事業 環境影響評価等の実施の状況そ の他必要な事項	法対象事業 事後調査の実施の状況
第44条第1項	市長は, 対象事業実施区域	市長は, 事後調査の実施の状況を把握するため, 法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
第45条第1項	環境影響評価等その他の手続 対象事業	事前配慮及び事後調査 法対象事業
第46条	関係地域 環境影響評価等	法第15条に規定する関係地域 事前配慮及び事後調査
第47条	環境影響評価等	事前配慮及び事後調査

第8章 環境影響評価審査会

(審査会)

第39条 事前配慮指針及び技術指針の策定及び改定並びに方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するととともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第40条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第41条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第42条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第9章 雜則

(報告又は資料の提出)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業に係る環境影響評価等の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、対象事業実施区域及びその周辺の土地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する勧告及び公表)

第45条 市長は、事業者がこの条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続の全部又は一部を行わないため、対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することができないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、第35条第2項の規定による命令を受けた者又は前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその命令又は勧告に従わないとときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(他の府県及び市町村との協議)

第46条 市長は、関係地域が他の市町村の区域にわたるとときは、環境影響評価等その他の手続について、当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

(技術開発)

第47条 市長は、環境影響評価等に必要な技術の向上を図るために、当該技術の研究及び開発の推進に努めなければならない。

(適用除外)

第48条 この条例の規定は、災害対策基本法第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(委任)

第49条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第6条、第8条第1項から第3項まで(第38条において準用する場合を含む。)及び附則第9項から第12項までの規定 平成11年2月1日

(準備行為)

2 この条例の規定による審査会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。この場合において、京都市環境影響評価要綱(以下「要綱」という。)第15条第1項に規定する審査会は、第39条の審査会とみなす。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について要綱第4条第1項の規定による環境影響評価を行った、又は行っている事業者で、要綱第5条第1項の規定による環境影響評価準備書を市長に提出していないものは、第7条及び第9条から第15条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経たものとみなす。

4 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について要綱第5条第1項の規定による環境影響評価準備書を市長に提出した事業者で、要綱第10条第1項の規定による環境影響評価書を市長に提出していないものは、要綱第5条第3項から第9条までに定めるところに従って引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該事業者は、第7条及び第9条から第23条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経たものとみなす。

5 対象事業であつて次の各号のいずれかに該当するもの(第1号及び第2号に掲げるものにあっては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他の別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第7章までの規定は、適用しない。

(1) 施行日前に免許等が与えられた事業

(2) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

- (3) 施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業
- (4) 施行日前に要綱第10条第1項の規定による環境影響評価書が市長に提出されている事業
- 6 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして別に定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、第2章から第7章までの規定は、適用しない。
- 7 附則第5項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、第7条、第9条から第25条まで又は第14条から第25条まで及び第32条から第35条までの規定の例による環境影響評価等その他の手続を経ることができる。
- 8 第26条から第28条までの規定は、前項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経る対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第7項に規定する対象事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。
- 9 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後施行日前において、第7条及び第9条から第15条までの規定の例による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることができる。
- 10 前項に規定する者は、同項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 11 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。
- 12 附則第9項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
(京北町の区域の編入に伴う経過措置)
- 14 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内で実施される対象事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの(第1号に掲げるものにあっては、編入日以後その内容を変更せず、又は第28条第2項に規定する別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第7章までの規定は、適用しない。
- (1) 編入日前に免許等が与えられた事業
- (2) 編入日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業

附 則(平成11年12月9日条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月7日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第32号)

この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

別表(第2条関係)

- (1) 高速自動車国道、一般国道その他の道路法第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- (2) 河川法第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰^{せき}の新築及び改築の事業(以下「ダム新築等事業」という。)並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- (3) 鉄道事業法による鉄道及び軌道法による軌道の建設及び改良の事業

京都市環境保全資金融資規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中小企業者がその事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減するために必要な工場若しくは事業場(以下「工場等」という。)における施設の設置若しくは改善、工場等の移転、低公害自動車の購入等に要する資金の融資に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この規則において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に基づく自然環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康又は快適な暮らしが阻害されることをいう。

3 この規則において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第1項各号及び中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。

4 この規則において「吹き付けアスベスト」とは、建築物の防火、耐火、吸音等を目的として、壁、天井等に吹き付けられたアスベストをいう。

5 この規則において「低公害自動車」とは、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車等(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第4条各号に掲げる自動車及び道路運送車両法第3条に規定する軽自動車をいう。以下同じ。)をいう。

(1) 専ら電気を動力源とする自動車又は主として電気を動力源とする自動車で別に定めるもの(以下「電気自動車等」という。)

(2) 専ら天然ガスを動力源とする自動車(以下「天然ガス自動車」という。)

(3) 次に掲げる自動車で、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第31条の規定による規制(以下「排出ガス規制」という。)に適合し、かつ、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の排出量が別に定める基準に適合するもの

ア 車両総重量が1.7トンを超える、かつ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車
イ 車両総重量が2.5トンを超えて5トン以下のディーゼル車(軽油を燃料とする自動車をいう。以下同じ。)

(4) 車両総重量が5トンを超えるディーゼル車で、排出ガス規制に適合するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公害の防止に寄与すると認める自動車

6 この規則において「フロンガス」とは、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条第1項に規定する特定物質をいう。

7 この規則において「太陽エネルギー利用設備」とは、太陽エネルギーを熱エネルギーとして利用し、又は電気エネルギーに変換して利用する設備をいう。

8 この規則において「電気自動車充電設備」とは、電気自動車等に係る専用の充電設備をいう。

9 この規則において「屋上等緑化措置」とは、建物の屋上又は壁面の緑化のために植栽(別に定める基準に適合するものに限る。)をし、当該植栽を相当の期間継続して育成するために必要な設備を設けることをいう。

(融資実施機関)

第3条 融資を実施する機関(以下「融資実施機関」という。)は、京都市内に本店または支店を有する金融機関であつて、本市との間に契約を締結したものとする。

(資金の預託)

第4条 本市は、融資の資金として、毎年度予算で定める金額を融資実施機関に預託する。

(融資の実施)

第5条 融資は、融資実施機関の責任において、実施するものとする。

(融資を受ける資格)

第6条 融資を受けようとする者は、次の各号(太陽エネルギー利用設備の設置に要する資金(以下「太陽エネルギー利用設備資金」という。)、電気自動車充電設備の設置に要する資金(以下「電気自動車充電設備資金」という。)又は屋上等緑化措置に要する資金(以下「屋上等緑化措置資金」という。)の融資を受けようとする者にあっては、第1号、第3号及び第4号)に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 本市の区域内に工場等を設置し、かつ、当該工場等において1年以上継続して同一の事業を営んでいる中小企業者であること。

(2) 事業活動に伴って現に公害を発生させ、又は公害を発生させるおそれがあり、かつ、これを防止する必要があると認められること。

(3) 資金の調達が困難であると認められること。

(4) 市民税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める者は、融資を受けることができる。

(資金の用途)

第7条 融資する資金(以下「融資資金」という。)の用途は、次の各号の一に該当するものに限る。

(1) 工場等から発生する公害を防止するために必要な施設の設置若しくは改善又は当該施設の設置若しくは改善に必要な建物の増改築に要する資金(以下「設備資金」という。)

(2) 前号に規定する施設の設置又は改善によっては公害の防止を図ることが困難であると認められる工場等の移転先の用地の購入又は建物の購入若しくは建築その他当該工場等の移転に要する資金(以下「移転資金」という。)

(3) 吹き付けアスベストが飛散することにより生じる公害を防止するために必要なアスベストの除去等の工事に要する資金(以下「アスベスト対策資金」という。)

(4) 低公害自動車(購入に係る契約を締結した日前に道路運送車両法の規定により自動車検査証の交付を受けたことのないものに限る。)の購入に要する資金(以下「低公害自動車購入資金」という。)

(5) フロンガスを使用している施設(以下「フロンガス使用施設」という。)に代えて設置するフロンガスを使用しない施設(以下「代替施設」という。)又はフロンガス使用施設からフロンガスが大気中に漏出することを防止するために必要なフロンガスの回収施設の設置に要する資金(以下「フロンガス対策資金」という。)

(6) 太陽エネルギー利用設備資金、電気自動車充電設備資金又は屋上等緑化措置資金

(融資の限度)

第8条 融資金額は、設備資金、アスベスト対策資金、フロンガス対策資金及び太陽エネルギー利用設備資金にあっては40,000,000円、移転資金にあっては50,000,000円、低公害自動車購入資金及び電気自動車

充電設備資金にあっては20,000,000円、屋上等緑化措置資金にあっては10,000,000円を限度とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(融資の条件)

- 第9条** 融資資金の償還期間は10年(低公害自動車購入資金及び屋上等緑化措置資金にあっては、5年)以内とし、据置期間は1年以内とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、償還期間を12年(低公害自動車購入資金及び屋上等緑化措置資金にあっては、7年)以内とし、据置期間を2年以内とすることがある。
- 2 融資資金の償還方法は、月賦償還とする。
- 3 融資資金の利率は、設備資金、アスベスト対策資金、フロンガス対策資金、太陽エネルギー利用設備資金、電気自動車充電設備資金及び屋上等緑化措置資金にあっては年1.5パーセントとし、移転資金にあっては年2.9パーセントとし、低公害自動車購入資金にあっては年2.0パーセントとする。
- 4 低公害自動車購入資金にあっては、融資を受けようとする者が、売主から低公害自動車の引渡しを受けた日から10日以内に、当該低公害自動車と用途が同じであり、かつ、車両総重量が同等程度以上である貨物自動車等(車両総重量が1.7トンを超えるディーゼル車で、排出ガス規制に適合しないものに限る。)について道路運送車両法第15条第1項第1号の規定による永久抹消登録をすることを融資の条件とする。ただし、電気自動車等又は天然ガス自動車である貨物自動車等を購入する場合は、この限りでない。
- 5 代替施設の設置に係るフロンガス対策資金にあっては、融資を受けようとする者が、当該代替施設の使用により不要となるフロンガス使用施設を、当該代替施設の使用を開始した日から10日を経過した日以後使用しないことを融資の条件とする。

(担保)

- 第10条** 融資を受けようとする者は、融資実施機関が必要と認めるときは、京都信用保証協会の保証を提供し、または連帯保証人を立て、かつ、確実な物的担保を提供しなければならない。

(融資の申込み)

- 第11条** 融資を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 京都市環境保全資金融資申込書(第1号様式)
 - (2) 環境保全計画書(第2号様式)
 - (3) 設計図(低公害自動車購入資金にあっては、購入する自動車が低公害自動車であることを証する書類。第13条第2項において同じ。)
 - (4) 工場等の付近の見取図
 - (5) 環境の保全に必要な経費の見積書
 - (6) 法人の登記事項証明書及び定款(法人である場合に限る。)
 - (7) 市民税の納税証明書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(申込みの審査)

- 第12条** 市長は、前条に規定する申込みを受けたときは、速やかに内容を審査するとともに必要な調査をし、その適否を融資適格・不適格通知書(第3号様式)により、融資実施機関(市長が適格と認めた場合に限る。)及び当該申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。

- 2 申込者は、市長が適格と認めた旨の融資適格・不適格通知書の送付を受けたときは、融資実施機関が必要と認める書類を当該融資実施機関に提出しなければならない。
- 3 融資実施機関は、前項の書類の提出を受けたときは、速やかに融資の適格性を再審査し、その適否及び融資金額を決定し、その結果を文書により市長及び申込者に通知しなければならない。

(着工・購入届及び確認)

- 第13条** 前条第3項の規定により融資の決定を受けた者は、速やかに工事に着手し、又は低公害自動車の購入に係る契約を締結したうえ、着工・購入届(第4号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 市長は、当該工事(低公害自動車購入資金に係る融資にあっては、当該低公害自動車)が第11条第2号に掲げる環境保全計画書及び同条第3号に掲げる設計図の内容に適合していることを確認したときは、その旨を文書により融資実施機関に通知するものとする。

(資金の交付)

- 第14条** 融資実施機関は、前条第2項の規定による通知を受け、かつ、融資実施機関が必要と認める担保の提供の手続が完了した後、融資資金を申込者に交付するものとする。
- 2 融資実施機関は、前項の規定により融資資金を交付したときは、速やかにその旨を文書により市長に通知しなければならない。

(完了届)

- 第15条** 前条第1項の規定により融資を受けた者は、当該工事又は購入及びこれらに係る代金の支払が完了したときは、速やかに完了届(第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その確認を受けなければならない。

(融資を受けた者の義務)

- 第16条** 融資を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 第11条第2号に掲げる環境保全計画書に従って、環境を保全するための措置を採ること。
 - (2) 融資資金を、その使途以外の目的に使用しないこと。
 - (3) 融資に係る環境の保全に関する計画を変更する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 融資資金を全額償還するまで、その融資に係る施設又は低公害自動車を譲渡し、又は廃棄しないこと。ただし、やむを得ない事情がある場合において、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。
 - (5) 工場等の移転の跡地を、公害を発生させるおそれがある事業を営む者に譲渡し、貸与し、又はその他移転の目的に反するような利用若しくは処分をしないこと。
 - (6) 市長が必要と認める検査に応じ、及び市長の指示に従うとともに、現況の報告を求められたときは、速やかにこれに応じること。

(融資決定の取消し等)

- 第17条** 融資実施機関は、融資の決定を受けた者または融資を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、市長と協議のうえ融資の決定を取消し、または融資資金を繰り上げて償還させることができる。
- (1) 虚偽の申込みによって、融資を受けようとし、または受けたとき。

- (2) 償還金及び利息の支払を怠ったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

(補則)

第18条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則(平成16年4月27日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市環境保全資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みがなされる融資資金について適用し、同日前に融資の申込みがなされた融資資金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第174号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

2 この条例において「浄化槽保守点検業者」とは、次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 本市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならぬ。

4 第2項の規定は、前項の登録について準用する。

5 第3項の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、第3項の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者並びに主たる事務所の所在地)

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、名称及び代表者その他の役員の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(5) 営業所ごとに置く浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

(1) 請者が第7条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類

(2) 営業所ごとに備える器具の明細を記載した書類

(3) 申請者が本市の区域内における浄化槽の清掃について委託し、又は連絡しようとする浄化槽清掃業者(法第35条第1項の規定により市長の許可を受けた者に限る。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類又は図面

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第5条 市長は、浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)を調製し、保管するものとする。

2 市長は、登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(登録の実施)

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第4条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはこれに添すべき書類若しくは図面の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくはこの条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

(2) 第15条の規定により登録を取り消された者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第15条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しがあった日前30日以内に、当該法人の役員であった者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの

(4) 第15条の規定により事業の停止を命じられた者で、その停止の期間が経過しないもの

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人で、その役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号から第4号までのいずれかに該当する者

イ 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が第1号から第4号までのいずれかに該当するもの

(7) 第11条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前2条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき その相続人

(2) 法人が合併により解散したとき その役員であった者

- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- (5) 净化槽保守点検業を廃止したとき 净化槽保守点検業者であった者
- (6) 法人が分割により净化槽保守点検業を承継させたとき その法人

(登録の抹消)

第10条 市長は、前条の規定により届出があったとき(同条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したときを含む。)、又は登録がその効力を失ったときは、登録簿につき、当該净化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(営業所の設置等)

第11条 净化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 净化槽保守点検業者は、営業所ごとに净化槽管理士を置かなければならぬ。

3 净化槽保守点検業者は、営業所ごとに別に定める器具を備えなければならない。

4 净化槽保守点検業者は、前3項の規定のいづれかに抵触することとなったときは、2週間以内に、当該規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

(净化槽の保守点検等)

第12条 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検を行うときは、これを净化槽管理士に行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、净化槽管理士である净化槽保守点検業者が自らこれを行い、又は実地に監督するときは、この限りでない。

2 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検を行った場合において、当該净化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかにその旨を当該净化槽に係る净化槽管理者(当該净化槽管理者が净化槽清掃業者に清掃を委託しているときは、当該净化槽管理者及び当該净化槽清掃業者)に通知しなければならない。

3 净化槽管理士は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

(標識の掲示)

第13条 净化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名(法人にあっては、名称)、登録番号その他別に定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 净化槽保守点検業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し別に定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第15条 市長は、净化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

- (2) 第7条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいづれかに該当することとなったとき。
- (3) 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法第12条第1項の規定による勧告に従わなかつたとき。
- (5) 法第12条第2項の規定による命令に従わなかつたとき。

(聴聞等の方法の特例)

第16条 前条の規定による処分に係る京都市行政手続条例第16条第1項又は第29条の規定による通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時の1週間前までにしなければならない。

2 市長は、前条の規定による登録の取消しに係る京都市行政手続条例第16条第1項の規定による通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

3 前条の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、净化槽保守点検業者に対し、净化槽の保守点検の業務に關し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、净化槽保守点検業者の業務の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、当該净化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第19条 申請者は、申請書を提出する際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納入しなければならない。

(1) 第3条第1項の登録を受けようとする者 34,000円

(2) 第3条第3項の登録を受けようとする者 28,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第20条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第21条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで净化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第15条の規定による命令に違反した者

第22条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第4項の規定に違反して措置を講じなかった者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- (4) 第17条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 第18条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第3条第1項の登録を受けないでも、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則(平成8年8月22日条例第16号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第91号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第88号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第28号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第92号)

この条例は、民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)の施行の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第66号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(申請書の添付書類等)

第1条 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「条例」という。)第4条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類又は図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 営業所の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図
- (2) 営業所の平面図
- (3) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。)

(変更の届出)

第2条 条例第8条の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届出書に市長が必要と認める書類又は図面を添えて行わなければならない。

(営業所の設置の特例)

第3条 条例第11条第1項ただし書の規定により本市の区域内に営業所を設置する必要がない場合は、浄化槽保守点検業者が条例の施行の際現に京都府の区域(本市の区域を除く。以下同じ。)内に営業所を有し、かつ、本市の区域内において浄化槽保守点検業を営んでいる場合において、条例の施行後も引き続き京都府の区域内に営業所を有するときとする。

(営業所に備える器具)

第4条 条例第11条第3項に規定する別に定める器具は、別表に掲げるとおりとする。

(京都市登録浄化槽管理士証)

第5条 条例第12条第3項に規定する身分を示す証明書は、市長が発行する京都市登録浄化槽管理士証とする。

(標識の記載事項)

第6条 条例第13条に規定する別に定める事項は、登録の年月日及び当該営業所に置く浄化槽管理士の氏名とする。

(帳簿の記載事項)

第7条 条例第14条に規定する別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保守点検を行う浄化槽の設置場所並びに当該浄化槽の商品及び容量
- (2) 浄化槽管理者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 保守点検を行った年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

(申請書等の様式)

第8条 申請書、届出書及び証明書の様式は、次の表に掲げるところによる。

名称	事項	様式
浄化槽保守点検業登録申請書	条例第4条第1項関係	第1号様式
浄化槽保守点検業登録事項変更届出書	条例第8条第1項関係 第2条関係	第2号様式
浄化槽保守点検業廃業等届出書	条例第9条関係	第3号様式
京都市登録浄化槽管理士証	条例第12条第3項関係 第5条関係	第4号様式
身分証明書	条例第18条第2項関係	第5号様式

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第113号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

- (1) スカム及び汚泥厚測定器具
- (2) 汚泥沈殿試験器具
- (3) 温度計
- (4) 溶存酸素測定器具
- (5) 透視度計
- (6) 水素イオン濃度指数測定器具
- (7) 残留塩素測定器具
- (8) 塩素イオン濃度測定器具
- (9) 水準器
- (10) その他市長が必要と認める器具

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 廃棄物の減量(第6条～第15条)
- 第3章 廃棄物の適正な処理(第16条～第22条)
- 第4章 生活環境の清潔の保持(第23条・第24条)
- 第5章 生活環境影響調査書の総覧等(第25条～第29条)
- 第6章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員(第30条～第33条)
- 第7章 手数料等(第34条～第36条)
- 第8章 雜則(第37条～第39条)

附則

第1章 総　　則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持(以下「廃棄物の減量等」という。)を図るために必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(本市の責務)

第3条 本市は、廃棄物の減量等を図るために必要な施策を実施するとともに、廃棄物の減量等に関する事業者及び市民の意識の啓発を図らなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。)の発生を抑制し、及びその再生利用を促進することにより、その減量を図らなければならない。
2 事業者は、単独又は共同して、自らの責任において適正に事業系廃棄物を処理しなければならない。
3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、その再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量

(本市が行う廃棄物の減量)

第6条 本市は、事業者及び市民による廃棄物の発生の抑制及び再生利用を促進するとともに、廃棄物の処理に際して、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第7条 事業者は、その事業活動に際して、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制すること、再生品を使用すること、古紙、金属くず、廃プラスチック類等の再生利用をすることができる廃棄物(以下「再生利用可能廃棄物」という。)を分別すること等により、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売をなるべく抑制すること、製品等の包装の簡素化を図ること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、容易に再生利用をすることができる製品の開発、再生利用可能廃棄物の回収体制の整備、再生品の原材料としての廃棄物の利用の促進等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

第8条 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制し、包装が簡素な製品、再生品及び容易に再生利用をすることができる製品を積極的に購入すること等により、廃棄物の発生の抑制及び再生利用に努めなければならない。

- 2 市民は、販売業者に返却することができる再生利用可能廃棄物を販売業者に返却し、市民が行う再生利用可能廃棄物の集団回収に協力するよう努めるとともに、本市が行う再生利用可能廃棄物の分別収集等に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者の減量義務)

第9条 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上であるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあっては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。以下同じ。)は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の再生利用をすること等により、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者の減量計画)

第10条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年1回、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた所有者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画(以下「事業用大規模建築物減量計画」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項
 - ア 種類
 - イ 発生量の見込み
 - ウ 再生利用の方策
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 事業用大規模建築物の所有者は、事業用大規模建築物減量計画に従って、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第11条 事業用大規模建築物の所有者は、事業用大規模建築物減量計画の立案、事業用大規模建築物減量計画に基づく事業系廃棄物の減量に関する業務その他事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、別に定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

(事業用大規模建築物の占有者の協力義務)

第12条 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の発生を抑制すること、事業系廃棄物の再生利用をすること等により、当該建築物の所有者が行う事業系廃棄物の減量に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物建築主の減量計画)

第12条の2 事業用大規模建築物の新築（建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。）、増築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする者で別に定めるもの（以下「事業用大規模建築物建築主」という。）は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた新築等に係る建築物から排出される事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

- (1) 新築等に係る建築物において行うことが予定される事業の内容
 - (2) 前号の建築物から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項
 - ア 種類
 - イ 発生量の見込み
 - ウ 再生利用の方策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる行為の前にそれぞれ行わなければならぬ。
 - (1) 当該建築物の新築等に係る計画が建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「確認申請等」という。）を要するものである場合 確認申請等
 - (2) 当該建築物の新築等の計画が確認申請等を要しないものである場合 当該新築等に係る工事の着手

(廃棄物の保管場所の設置)

第13条 事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図るために、当該建築物、その敷地内その他適切な場所に、当該建築物から排出される事業系廃棄物を保管するために必要な規模の保管場所（以下「保管場所」という。）を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物建築主は、当該建築物、その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置しなければならない。

3 事業用大規模建築物建築主は、前条第2項各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる行為の前に、別に定めるところにより、前項の規定による保管場所の設置に関する事項を市長に届け出なければならない。

(特定食品関連事業者の減量義務等)

第13条の2 事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）で、その店舗その他の事業の用に供する建築物（本市の区域内に存するものに限る。以下「店舗等」という。）の床面積の合計が別に定める面積以上であるもの（以下「特定食品関連事業者」という。）は、事業系廃棄物の再生利用すること等により、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

2 特定食品関連事業者は、毎年1回、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた特定食品関連事業者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

(1) 事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針

(2) 店舗等から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項

ア 種類

イ 発生量の見込み（店舗等の数が2以上であるときは、その合計）

ウ 再生利用の方策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 食品関連事業者である加盟店者が食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う場合における前2項の規定の適用については、第1項中「で、その店舗」とあるのは「である親業者で、同一の商号、商標その他の表示を使用するすべての加盟店及び親業者の店舗」とする。

4 前項において「親業者」とは、食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与える、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とするものをいい、「加盟店」とは、食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

(改善勧告及び公表)

第14条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第9条、第10条若しくは第11条の規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物建築主が第12条の2若しくは第13条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき、又は特定食品関連事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(事業系廃棄物の受け入れの拒否)

第15条 市長は、前条第2項の規定による公表の後においても、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物建築主が、なお、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の本市が設置する一般廃棄物処理施設への受け入れを拒否することができる。

第3章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画の告示)

第16条 市長は、法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、告示するものとする。

(排出禁止物)

第17条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者。以下「占有者等」という。)は、一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる一般廃棄物で別に定めるもの(以下「排出禁止物」という。)を排出してはならない。

- (1) 有害な物質を含む一般廃棄物
- (2) 著しい悪臭を発生させる一般廃棄物
- (3) 一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物
- (4) 体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある一般廃棄物

(占有者等の自己処理の基準等)

第18条 占有者等は、自ら一般廃棄物を処理するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物については、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準)に従わなければならない。

- 2 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物(排出禁止物及び特別管理一般廃棄物を除く。)については、一般廃棄物処理計画に従って適正に分別し、所定の場所に集める等本市が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない。
- 3 占有者等は、自ら処分しない排出禁止物及び特別管理一般廃棄物については、その処理に関する市長の指示に従わなければならぬ。

(特定資源ごみ等の収集又は運搬の禁止等)

第18条の2 本市及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画において定められた場所に置かれた次に掲げる一般廃棄物(以下「持去り禁止ごみ」という。)を無断で収集し、又は運搬することにより、本市が法及びこの条例に基づき持去り禁止ごみを適正に処理しなければならない義務を適切に履行することを妨げてはならない。

- (1) 市長が指定する袋に入れられた別表第1備考1に規定する特定資源ごみ(プラスチック製の容器及び包装を除く。)
 - (2) 本市が収集する粗大ごみ
- 2 市長は、前項の規定に違反して、持去り禁止ごみを無断で収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止、当該無断で収集し、又は運搬した持去り禁止ごみの返還その他の必要な措置を探ることを命じることができる。

(事業者の処理責任等)

第19条 事業者は、事業系廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないように自ら処理し、又は廃棄物処理業者(廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者をいう。)に処理させなければならない。

- 2 市長は、多量の事業系廃棄物を排出する事業者に対し、当該廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方針その他必要な事項を指示することができる。

(製品等の処理困難性の自己評価等)

第20条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないよう、適切な原材料の選択、適正な処理の方法についての情報の提供等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第21条 市長は、廃棄物となった場合に適正な処理が困難な一般廃棄物となる製品、容器等(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収その他適正処理困難物の処理に必要な協力を要請することができる。

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

第22条 本市が設置する一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、別に定める基準に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、廃棄物を搬入しようとする者が同項の基準に従わないときは、市長は、当該廃棄物の受け入れを拒否することができる。

第4章 生活環境の清潔の保持

(生活環境の清潔の保持の促進)

第23条 本市は、生活環境の清潔の保持に関する事業者及び市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(公共の場所等の清潔の保持)

第24条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所にみだりに廃棄物を捨てること等により当該公共の場所を汚すことないようにしなければならない。

- 2 土地の占有者(占有者がない場合は、管理者)は、その土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように必要な措置を講じなければならない。

第5章 生活環境影響調査書の縦覧等

(縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第25条 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設とする。

(生活環境影響調査書の公告及び縦覧)

第26条 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨、縦覧の場所その他別に定める事項を公告し、生活環境影響調査書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(生活環境影響調査書についての意見書の提出)

第27条 法第9条の3第1項又は第7項の規定による届出に係る対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間に、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第28条 対象施設の設置又は変更が環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業又は京都市環境影響評価等に関する条例第2条第2号に規定する対象事業である場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前2条の手続を経たものとみなす。

- (1) 環境影響評価法第27条の規定による評価書の公告及び縦覧を経たとき。
- (2) 京都市環境影響評価等に関する条例第25条の規定による評価書の公告及び縦覧を経たとき。

(他の府県及び市町村との協議)

第29条 市長は、法第9条の3第1項に規定する周辺地域が他の市町村の区域にわたるときは、第26条及び第27条の手続について、当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

第6章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

(廃棄物減量等推進審議会)

第30条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、京都市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(廃棄物減量等推進員)

第33条 市長は、社会的信望があり、かつ、廃棄物の減量等に関し熱意と識見を有する者のうちから、法第5条の8第1項の規定に基づき、廃棄物減量等推進員を委嘱するものとする。

2 廃棄物減量等推進員は、廃棄物の減量等に関する本市の施策への協力その他の活動を行う。

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第34条 地方自治法第227条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

2 本市が定期的に収集する一般廃棄物及び本市が収集する粗大ごみに係る既納の手数料は、還付しない。

(許可等申請手数料等)

第35条 法又は浄化槽法の規定に基づく許可等の申請(以下「申請」という。)に対する審査について、別表第2に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際に納入しなければならない。
3 既納の手数料は、還付しない。

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第36条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第34条第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

第8章 雜 則

(報告の徴収)

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、占有者等、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第39条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(事業用大規模建築物の所有者等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第9条から第15条までの規定は、市規則で定める日から適用する。

(市規則で定める日は、平成6年3月31日規則第136号で平成6年4月1日)

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

3 京北町の区域の編入の日前に同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)において事業用大規模建築物の新築等に着手した事業用大規模建築物建築主及び事業用大規模建築物の新築等に必要な準備行為を行った者のうち市長が特にやむを得ない事情があると認める者(以下「事業用大規模建築物建築主等」という。)については、第13条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

4 事業用大規模建築物建築主等は、事業用大規模建築物、その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 前2項に定めるもののほか、旧町区域内におけるこの条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則(平成9年3月31日条例第100号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。ただし、第30条及び別表第1ふん尿の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の委託に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

(用区分)

3 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条及び別表第1本市が収集する粗大ごみの項の規定は、本市が収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分で、平成9年10月1日以後の委託に係るものについて適用する。

附 則(平成10年12月21日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章を第6章とし、第4章の次に1章を加える改正規定(第29条に係る部分に限る。)は、平成11年6月12日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第89号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日条例第89号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の改正規定、別表第1本市が収集する粗大ごみの項の改正規定及び別表第2の改正規定 平成13年4月1日

(2) 別表第1ふん尿の項の改正規定 平成13年6月1日

(3) 別表第1その他の一般廃棄物の項の改正規定及び別表第3の改正規定 平成13年7月1日

(経過措置)

2 平成13年4月1日前に委託を受けた本市が収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料及び同日前の申請に係る手数料、同年6月1日前に委託を受けたふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)並びに同年7月1日前の収集、運搬及び処分の委託に係る手数料(本市が収集する粗大ごみ、ふん尿及び犬、猫等の死体に係るもの除く。)については、なお従前の例による。

附 則(平成13年6月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月20日条例第32号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第31条及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第32号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第95号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、別表第1ふん尿の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年6月1日前に委託を受けたふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月27日条例第153号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、次項及び附則第3項の規定 平成18年4月1日

(2) 第2条及び附則第4項の規定 平成18年10月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合の平成18年度から平成25年度までの各年度の手数料の額は、同表に掲げる手数料の額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

年度の区分	率
平成18年度	0.5
平成19年度	0.5

平成 20 年度	0.65
平成 21 年度	0.65
平成 22 年度	0.65
平成 23 年度	0.8
平成 24 年度	0.8
平成 25 年度	0.8

3 本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収は、第 2 条の規定の施行前においても行うことができる。

2 平成 18 年 10 月 1 日から第 3 条の規定の施行の日の前日までの間に市長が指定する区域において収集する場合における第 2 条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第 1 の規定の適用については、同表備考 1 中「及びペットボトル(市長が指定するものに限る。)」とあるのは、「、ペットボトル(市長が指定するものに限る。)並びにプラスチック製の容器及び包装(市長が指定するものに限る。)」とする。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日条例第 65 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 ふん尿の項の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 ふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)のうち、平成 21 年 6 月 1 日前の委託に係るふん尿手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 11 月 17 日条例第 33 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 82 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 34 条関係)

区分	単位	手数料
本市が定期的に収集する一般廃棄物(ふん尿及び鍋フライパン、やかんその他の小型の金属製の物を除く。)	特定資源ごみ	
	市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)の容量10リットル	円 5
	指定袋の容量20リットル	10
	指定袋の容量30リットル	15

特定資源ごみ以外の一般廃棄物	リットル	
	指定袋の容量45リットル	22
	リットル	
	指定袋の容量5リットル	5
	指定袋の容量10リットル	10
	指定袋の容量20リットル	20
	指定袋の容量30リットル	30
	指定袋の容量45リットル	45
本市が収集する粗大ごみ		3,200 円以内において別に定める額
ふん尿 下水道処理区域の場合等	人数に基づき算定する場合	便所を使用する者(以下「使用者」という。)が2人以下のとき。 使用者が3人以上のとき。
	定期的に収集するとき。 収集量に基づき算定する場合	1月の収集量が200リットル以下のとき。 1月の収集量が200リットルを超えるとき。
	臨時に収集するとき。	1回の収集量が200リットル以下のとき。 1回の収集量が200リットルを超えるとき。
		1月
		1人につき1月
		4,500
		1月100リットルまでごと
		2,250
その他の場合	人数に基づき算定する場合	便所を使用する者(以下「使用者」という。)が2人以下のとき。 使用者が3人以上のとき。
	定期的に収集するとき。 収集量に基づき算定する場合	1月の収集量が200リットル以下のとき。 1月の収集量が200リットルを超えるとき。
	臨時に収集するとき。	1回の収集量が200リットル以下のとき。 1回の収集量が200リットルを超えるとき。
		1月
		1人につき1月
		450
		900
		1,900

大 猫等の死体		1体	4,600
その他の一般廃棄物	占有者等が収集・運搬及び処分を委託する場合	100リットルまでごと	800
占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合(一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合を除く。)	1回の搬入量が100キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,000円	
	1回の搬入量が100キログラムを超える600キログラム以下のとき。	1,000円に100キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,500円を加えた額	
	1回の搬入量が600キログラムを超えるとき。	8,500円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額	

備考

- 1 「特定資源ごみ」とは、缶、ガラスびん、ペットボトル(市長が指定するものに限る)並びにプラスチック製容器及び泡盛(市長が指定するものに限る。)をいう。
- 2 「人件に基づき算定する場合」とは、3に該当しない場合をいう。
- 3 「収集量に基づき算定する場合」とは、使用者がまたはね当該廃所に設けられている建物に居住していない場合、使用者の数が不確定である場合その他使用者の人数に基づき手数料の額を算定することが不適当と認められる事情がある場合をいう。
- 4 「下水道処理区域の場合等」とは、収集する場所が次のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 下水道法第2条第8号に規定する処理区域となって3年を経過した区域に存する場合(同法第11条の3第3項ただし書の規定によりくみ取廃所を水洗便所に改造していよいよことについて相当の理由があると認められる場合を除く。)
 - (2) 催し会場、工事現場等において、当該事業の用に供するために一時的に設置させる仮設便所である場合

別表第2(第35条関係)

区分	手数料(1件につき)
法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	円 15,000
法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	15,000
法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	15,000
法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	15,000
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲	15,000

の変更の許可の申請に対する審査		
法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設	130,000
法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の検査の申請に対する審査	その他の一般廃棄物処理施設	110,000
法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設	120,000
法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	その他の一般廃棄物処理施設	100,000
法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査		20,000
法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査		94,000
法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査		94,000
法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分離の認可の申請に対する審査		94,000
法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分離の認可の申請に対する審査		94,000
法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査		81,000
法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査		73,000
法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査		100,000
法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査		94,000
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		71,000
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		92,000
法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査		81,000
法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査		74,000
法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査		100,000

法第14条の4 第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査		95,000
法第14条の5 第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		72,000
法第14条の5 第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		95,000
法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設	140,000
	その他の産業廃棄物処理施設	120,000
法第15条の2 第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の検査の申請に対する審査		33,000
法第15条の2 第6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設	130,000
	その他の産業廃棄物処理施設	110,000
法第15条の3 第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査		33,000
法第15条の3 第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査		20,000

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 廃棄物の減量(第2条～第6条)
- 第3章 廃棄物の適正な処理(第7条～第10条)
- 第4章 一般廃棄物処理業(第11条～第13条)
- 第5章 一般廃棄物処理施設(第14条～第24条)
- 第6章 再生利用業(第25条～第28条)
- 第7章 凈化槽清掃業(第29条・第30条)
- 第8章 生活環境影響調査書の総覧に係る公告(第31条)
- 第9章 廃棄物減量等推進審議会(第32条～第35条)
- 第10章 手数料等(第36条～第38条)
- 第11章 雜則(第39条～第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。), 凈化槽法及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 廃棄物の減量

(事業用大規模建築物)

第2条 条例第9条に規定する別に定める面積は、1,000平方メートルとする。

(事業用大規模建築物の所有者の減量計画)

第3条 条例第9条に規定する事業用大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について条例第10条第1項に規定する事業用大規模建築物減量計画(以下「減量計画」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物減量計画は、事業用大規模建築物減量計画書(第1号様式)に必要な事項を記載することにより作成するものとする。

3 条例第10条第1項の規定による届出は、事業用大規模建築物減量計画書を市長に提出することにより行うものとする。

4 前項の届出をした者は、事業用大規模建築物減量計画書の記載事項に変更があったときは、その変更があつた日から10日以内に事業用大規模建築物減量計画変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任及び届出)

第4条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内に、当該事業用大規模建築物の管理について責任を有する者のうちから廃棄物管理責任者を選任し、当該選任の日から10日以内に、廃棄物管理責任者選任届(第3号様式)によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、廃棄物管理責任者選任届の記載事項に変更があったときは、その変更があつた日から10日以内に廃棄物管理責任者変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業用大規模建築物建築主)

第5条 条例第12条の2第1項に規定する事業用大規模建築物建築主は、同項に規定する新築等をしようとする者で、当該新築等により生じ、又は増加する事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるものとする。

(事業用大規模建築物の新築等をしようとする者の減量計画の作成及び届出並びに事業系廃棄物の保管場所の設置の届出)

第6条 条例第12条の2第1項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画は、事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届(第5号様式)に必要な事項を記載することにより作成するものとする。

2 条例第12条の2第1項及び第13条第3項の規定による届出は、事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 事業用大規模建築物の付近見取図及び各階平面図

(2) 条例第13条第1項に規定する保管場所に係る位置図、平面図及び立体図

(特定食品関連事業者)

第6条の2 条例第13条の2第1項に規定する別に定める面積は、3,000平方メートルとする。

(特定食品関連事業者の減量計画の作成及び届出)

第6条の3 条例第13条の2第1項に規定する特定食品関連事業者は、毎年6月30日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について同条第2項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画(以下「特定食品関連事業者減量計画」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。

2 特定食品関連事業者減量計画は、特定食品関連事業者減量計画書(第5号様式の2)に必要な事項を記載することにより作成するものとする。

3 条例第13条の2第2項の規定による届出は、特定食品関連事業者減量計画書に同条第1項に規定する特定食品関連事業者の店舗その他の事業の用に供する建築物(本市の区域内に存するものに限る。)の名称及び所在地を記載した一覧表を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

第3章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理を受ける旨の申出)

第7条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者。以下「占有者等」という。)は、本市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受けようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市が定期的に行うふん尿以外の一般廃棄物の収集を受けようとするとき。
- (2) 繼続的に、法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者に委託して、本市が行う一般廃棄物の処分を受けようとするとき。
- 2 前項の規定による申出は、ふん尿以外の一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受けようとする場合にあっては当該一般廃棄物の種類、形状及び量を、ふん尿の収集、運搬及び処分(以下「ふん尿の処理」という。)を受けようとする場合(条例別表第1に規定する人数に基づき算定する場合に該当する場合に限る。)にあっては便所を使用する者の人数を、それぞれ明らかにして行わなければならない。
- 3 第1項の規定による申出をした者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を受ける必要がなくなったとき、又は前項の規定により明らかにした事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(多量の事業系廃棄物を排出する事業者)

- 第8条** 条例第19条第2項の規定により市長が事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。)を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる事業者は、おおむね1日平均200キログラム以上又は1立方メートル以上の事業系廃棄物を排出する事業者とする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の報告)

- 第9条** 法第12条の2第8項に規定する事業者は、同項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、又はこれを変更したときは、当該設置又は変更の日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

- 第10条** 条例第22条第1項に規定する別に定める基準は、次に掲げる廃棄物を搬入しないこととする。
- (1) 本市の区域外において生じた廃棄物
 - (2) 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
 - (3) 重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ(その表示装置であつてブラウン管式又は液晶式のものを含む。)
 - (4) 産業廃棄物
 - (5) 有害な物質を含む廃棄物
 - (6) 著しい悪臭を発生させる廃棄物
 - (7) 爆発又は引火のおそれがある破棄物
 - (8) 可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
 - (9) 不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
 - (10) その他本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる廃棄物
 - (11) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、焼却または破碎によって処分を行う施設に搬入しようとする場合にあっては、条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち、再利用をすることができるもの
 - (12) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、特定の廃棄物の再生を目的とする施設に搬入しようとする場合にあっては、当該特定の廃棄物以外の廃棄物

第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

- 第11条** 法第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(第7号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条の2第2項第1号から第3号までに掲げる図書
- (2) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合には、当該使用人の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。以下同じ。)
- (3) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し
 - ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書
- (4) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し
 - イ 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、前号ア及びイの書類)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請)

- 第12条** 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理事業範囲変更許可申請書(第8号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業に係る規則第9条の2第2項第1号及び第2号に掲げる図書
- (2) 前条の許可に係る文書(以下「一般廃棄物処理業許可書」という。)
- 2 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

- 第13条** 法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業の全部又は一部の廃止に係る届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業廃止届(第9号様式)に一般廃棄物処理業許可書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 法第7条の2第3項の規定による住所その他の事項の変更の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業変更届(第10号様式)に、当該届出が一般廃棄物処理業許可書の記載事項の変更の届出であるときは当該一般廃棄物処理業許可書を添えて、市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、一般廃棄物処理業の一部の廃止に係る第1項の届出及び一般廃棄物処理業許可書の記載事項の変更に係る前項の届出があったときは、一般廃棄物処理業許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

第5章 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書)

第14条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第11号様式)とする。

(一般廃棄物処理施設使用前検査申請書)

第15条 規則第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第12号様式)とする。

(特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書)

第16条 規則第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第13号様式)とする。

(一般廃棄物処理施設変更許可申請書等)

第17条 規則第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第14号様式)とする。

- 2 一般廃棄物処理施設変更許可申請書には、法第9条第2項において準用する法第8条第3項に規定する書類並びに規則第5条の3第3項各号に掲げる書類及び図面のほか、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る文書(以下「一般廃棄物処理施設設置許可書」という。)を添付しなければならない。
- 3 市長は、法第9条第1項本文の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(一般廃棄物処理施設軽微変更等届等)

第18条 規則第5条の4の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届(第15号様式)とする。

- 2 一般廃棄物処理施設軽微変更等届には、一般廃棄物処理施設設置許可書の記載事項の変更の届出であるときは、規則第5条の4の2第2項各号に掲げる書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。
- 3 市長は、一般廃棄物処理施設設置許可書の記載事項の変更に係る法第9条第3項の規定による届出があったときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

(一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届)

第19条 規則第5条の5第1項に規定する届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届(第16号様式)とする。

(一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書等)

第20条 規則第5条の5の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第17号様式)とする。

- 2 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書には、規則第5条の5の2第2項各号に掲げる書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。

(一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書等)

第21条 規則第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第18号様式)とする。

- 2 一般廃棄物処理施設の譲渡人又は貸主は、当該一般廃棄物処理施設を譲り渡し、又は貸し付けたときは、速やかに一般廃棄物処理施設設置許可書を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書等)

第22条 規則第5条の12第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書(第19号様式)とする。

- 2 一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書には、規則第5条の12第2項各号に掲げる書類のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。
- 3 市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(一般廃棄物処理施設設置者相続届等)

第23条 規則第6条第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設設置者相続届(第20号様式)とする。

- 2 一般廃棄物処理施設設置者相続届には、規則第6条第2項各号に掲げる書類のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。
- 3 市長は、法第9条の7第2項の規定による届出があったときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

(一般廃棄物処理施設設置特例届等)

第24条 規則第12条の7の17第2項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設設置特例届(第20号様式の2)とする。

- 2 規則第12条の7の17第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置特例変更等届(第20号様式の3)により行うものとする。

第6章 再生利用業

(再生利用業の指定の申請)

第25条 規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第21号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境の保全上の対策を記載した書類
- (4) 廃棄物の再生利用により生じる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 廃棄物の再生利用を行う者が廃棄物の再生利用のための廃棄物の収集又は運搬を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- (6) 申請者が前号の収集又は運搬を行う者である場合には、廃棄物の再生利用を行う者との委託関係を記載した書類
- (7) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認める図書

(再生利用業の変更に係る指定)

第26条 前条の指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、当該指定に係る事業(以下「再生利用業」という。)の範囲を変更しようとするときは、再生利用業指定変更申請書(第22号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出し、変更後の事業についてその指定を受けなければならない。ただし、当該変更が再生利用業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 前条の指定に係る文書(以下「再生利用業指定書」という。)
 - (2) 変更後の事業に係る前条各号に掲げる図書
- 2 市長は、前項の指定をしたときは、再生利用業指定書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(再生利用業に係る変更の届出)

第27条 再生利用指定業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、再生利用業変更届(第23号様式)に、当該届出が再生利用業指定書の記載事項の変更の届出であるときは当該再生利用業指定書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 再生利用業に係る事務所及び事業場の所在地
 - (4) 再生利用の目的
 - (5) 再生利用の方法
 - (6) 再生利用業に係る取引関係
- 2 市長は、再生利用業指定書の記載事項の変更に係る前項の規定による届出があったときは、当該再生利用業指定書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(再生利用業の廃止の届出)

第28条 再生利用指定業者は、再生利用業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届(第24号様式)に再生利用業指定書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、再生利用業の一部の廃止に係る前項の規定による届出があったときは、再生利用業指定書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

第7章 净化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第29条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第25号様式)を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の変更等の届出)

第30条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業変更届(第26号様式)に、当該届出が前条の許可に係る文書(以下「浄化槽清掃業許可書」という。)の記載事項の変更の届出であるときは当該浄化槽清掃業許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、浄化槽清掃業許可書の記載事項の変更に係る前項の規定による届出があったときは、浄化槽清掃業許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

3 浄化槽法第38条の規定による届出をしようとする者は、浄化槽清掃業廃止等届(第27号様式)に浄化槽清掃業許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

第8章 生活環境影響調査書の縦覧に係る公告

第31条 条例第26条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第2項第2号から第4号までに掲げる事項
- (2) 条例第25条に規定する生活環境影響調査書の縦覧の期間及び時間
- (3) 条例第27条に規定する意見書の提出期限
- (4) その他市長が必要と認める事項

第9章 廃棄物減量等推進審議会

(会長)

第32条 京都市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第33条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第34条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境政策局において処理する。

第10章 手数料等

(手数料等の徴収)

第36条 本市が定期的に収集する一般廃棄物(ふん尿及び鍋、フライパン、やかんその他の小型の金属製の物を除く。以下この条において同じ。)に係る手数料は、条例別表第1に規定する指定袋と引換えに徴収する。

- 2 占有者等は、本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受けようとするときは、前項の指定袋を使用しなければならない。
- 3 本市が収集する粗大ごみ(以下「本市収集粗大ごみ」という。)に係る手数料は、別に定める粗大ごみ処理手数料券と引換えに徴収する。
- 4 占有者等は、本市収集粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けようとするときは、当該本市収集粗大ごみに係る粗大ごみ処理手数料券を当該本市収集粗大ごみにちう付しなければならない。
- 5 一般廃棄物(本市が定期的に収集する一般廃棄物及び本市収集粗大ごみを除く。)の収集、運搬又は処分に係る手数料の徴収は、ふん尿(臨時に収集するものを除く。)については2月ごとに、その他の廃棄物についてはそのつど行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 前項の規定にかかわらず、条例別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合の手数料の徴収については、別に定める。

(月の中途中に異動があった場合のふん尿に係る手数料の取扱い)

第37条 占有者等は、月の中途中において、第7条第1項の規定によりふん尿の処理を受ける旨の申出をし、又は同条第3項の規定によりふん尿の処理を受ける必要がなくなった旨の届出をした場合において、条例別表第1に規定する人数に基づき算定する場合に該当するときは、当該申出又は届出をした日の属する月分の手数料を納入しなければならない。ただし、その月にふん尿の処理を受けなかったときは、この限りでない。

(手数料等の減免)

第38条 条例第36条の規定により一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第11章 雜則

(許可書等の再交付)

第39条 法第8条第1項の許可又は第11条若しくは第29条の許可を受けた者、第25条の指定を受けた者その他法の規定による市長の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。)は、一般廃棄物処理業許可書、一般廃棄物処理施設設置許可書、再生利用業指定書、浄化槽清掃業許可書その他法の規定による市長の許可に係る文書(以下「許可書等」という。)が破れ、汚れ、又は紛失したときは、速やかに許可書等再交付申請書(第28号様式)を市長に提出し、許可書等の再交付を受けなければならない。

- 2 一般廃棄物処理業者等は、許可書等が破れ、又は汚れた場合において、前項の申請をしようとするときは、同項に規定する申請書に当該許可書等を添えなければならない。
- 3 一般廃棄物処理業者等は、許可書等を紛失したため許可書等の再交付を受けた場合において、紛失した許可書等を発見したときは、速やかに当該発見した許可書等を市長に返還しなければならない。

(許可書等の返還)

第40条 一般廃棄物処理業者等は、その許可又は指定を取り消されたときは、速やかに許可書等を市長に返還しなければならない。

(身分証明書)

第41条 条例第38条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第29号様式)とする。

(補則)

第42条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

改正 平成17年3月31日規則第182号
平成21年3月31日規則第179号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の京都市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第4条第1項の規定により行われた届出は、この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項の規定により行われた申出とみなす。

附 則(平成6年3月31日規則第137号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項中「毎年5月31日」とあるのは、平成6年4月1日から平成7年3月31日までの期間についての京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条第1項に規定する減量計画にあつては、「平成6年7月29日」とする。

- 3 この規則の施行の際現に改正後の規則第2条に規定する事業用大規模建築物の所有者については、改正後の規則第4条第1項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは、「平成6年7月19日まで」とする。

附 則(平成8年3月29日規則第105号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月22日規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第24条の規定は、本市が収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分で、平成9年10月1日以後の委託に係るものについて適用する。

附 則(平成10年3月31日規則第150号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月12日規則第24号)

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成10年12月21日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月11日規則第90号)

この規則中第6条の改正規定は平成11年5月1日から、別表の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第182号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第2条第2号に規定する事業用大規模建築物の所有者である者については、第4条第1項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは、「平成12年6月30日まで」とする。

附 則(平成12年7月17日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年9月29日規則第58号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年1月4日規則第85号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第167号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月31日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年11月28日規則第72号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年1月26日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第64号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第182号)

この規則は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第239号)

この規則中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第58号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第139号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である建築物(大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗を除く。以下「新規事業用大規模建築物」という。)の所有者である者に対するこの規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間に係る同項に規定する減量計画に限り、同項中「毎年5月31日」とあるのは、「平成19年7月31日」とする。

3 この規則の施行の際現に新規事業用大規模建築物の所有者である者に対する改正後の規則第4条第1項の規定の適用については、同項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは、「平成19年7月21日まで」とする。

4 改正後の規則第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条第2項に規定する事業用大規模建築物建築主としない。

(1) 平成19年5月1日前に新規事業用大規模建築物の新築(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。), 増築、改築又は移転(以下「新築等」という。)の工事に着手する者

- (2) 平成 19 年 5 月 1 日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手する者で、この規則の施行の日前に建築基準法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けたもののうち、市長が特にやむを得ない事情があると認めるもの
- 5 平成 19 年 4 月 10 日までに建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知(以下「申請等」という。)をした者で、同年 5 月 1 日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することを予定しているもの(前項第 2 号に該当する者を除く。)に対する改正後の規則第 6 条の規定の適用については、同条中「建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする前」とあるのは、「平成 19 年 4 月 10 日まで」とする。
- 6 平成 19 年 5 月 1 日前に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することを予定していた者で、同日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することとなったもの(附則第 4 項第 2 号に該当する者を除く。)に対する改正後の規則第 6 条の規定の適用については、同条中「建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする前に」とあるのは、「速やかに」とする。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 179 号)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 20 日規則第 60 号)

この規則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日規則第 83 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年度京都市一般廃棄物処理実施計画

第1 一般廃棄物の処理量の見込み

1 ごみ	504, 130t／年
2 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体	
(犬、猫等)	10, 000体／年
(実験用動物)	48.2t／年
3 し尿及び浄化槽汚泥	22, 700kℓ／年

第2 一般廃棄物の処理主体

1 ごみ

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	市	市	市
事業ごみ	許可業者、排出者	市、許可業者等	市

備考 家庭ごみの収集・運搬及び中間処理については、排出者の意向により、専用車両において一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が行うことがある。

2 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
犬、猫等	市	市	市
実験用動物の死体	許可業者	許可業者	許可業者等

3 し尿及び浄化槽汚泥

種類	収集・運搬	処理
し尿	市	市
浄化槽汚泥	許可業者	市

第3 処理計画

1 ごみ

「京都市循環型社会推進基本計画（2009－2020）」に基づき、以下の取組により、一般廃棄物の発生抑制及び再資源化を推進する。

(1) 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

次頁「図 ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量」のとおり

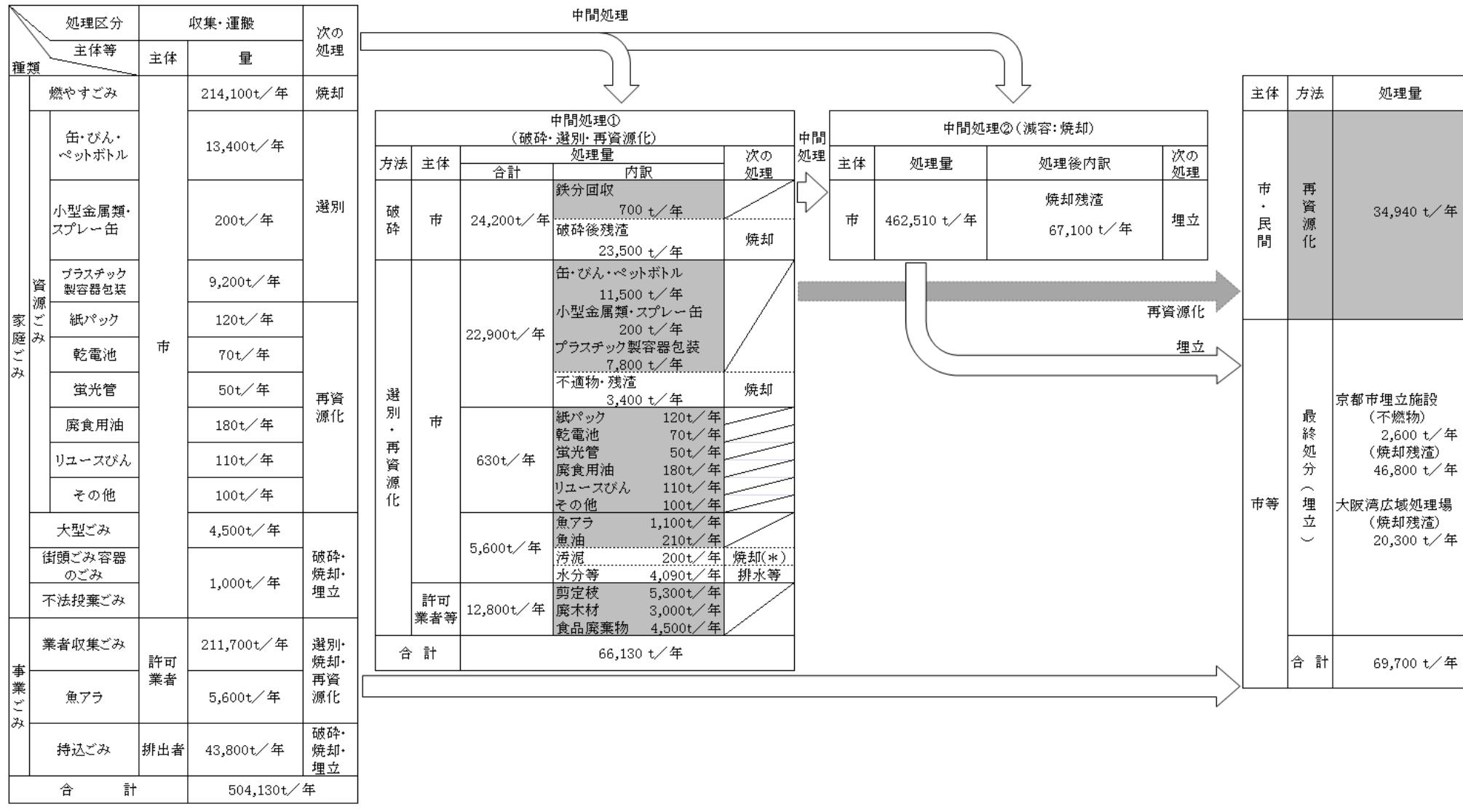


図 ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

(2) 発生抑制、再資源化計画

ア 発生抑制方法

(ア) すぐにごみになるものを「買わない・つくらない」

a 家庭ごみ有料指定袋制の実施

家庭ごみのうち燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、市民にごみを排出することへのコスト意識及びごみへの関心を高め、ごみ減量、分別によるリサイクル等の促進を図るために、有料指定袋制を実施する。

b ごみ減量・リサイクルを推進する活動の支援

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみ減量・リサイクルを推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。

c レジ袋の削減に向けた取組

「NO！レジ袋宣言」による市民、事業者と連携した本格的なレジ袋削減の取組を全市展開するとともに、レジ袋削減協定のコンビニエンスストアやドラッグストアなどへの対象業種の拡大、参加事業者の拡大による大幅なレジ袋の削減を図る。

d KYOTOエコマナーの運用

マイボトル持参などのごみ減量行動への特典の付与による市民ぐるみのエコ活動を促進する。

e イベント等のエコ化の推進

「京都市エコイベント実施要綱」（平成 22 年 10 月策定）に基づき、リユース食器の利用助成など、イベントのエコ化を促すための支援策を展開する。

f 繰返し使用できるリユースびん（リターナブルびん）については、その再使用を推進するための拠点回収の普及を図る。

(イ) 事業所等から出るごみの減量

a 事業ごみの減量指導

事業ごみの減量促進を図るために、環境共生センター（北部・南部）が中心となり、きめ細かな普及啓発を行うとともに、事業用大規模建築物の所有者及び一定規模の食品関連事業者に対する減量指導を強化する。

(ウ) 分かりやすい情報提供と環境学習機会の拡大

a 普及啓発活動

市民のごみ減量意識を高め、自主的な活動を促進するため、広報媒体、啓発冊子、施設見学会等を行うとともに、各区役所・支所にごみ減量に関する相談等を行う窓口を設置し、市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。

イ 再資源化の方法

(ア) 家庭ごみのリサイクル

a 資源ごみ収集

- 家庭から排出される缶・びん（乳白色のびんを除く）・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶及びプラスチック製容器包装については、分別収集を実施する。
- 紙パック、乾電池、蛍光管等について、拠点回収を実施し、リサイクルの機会の拡大を図る。
- 使用済てんぷら油については、助成金制度により、専用回収容器の設置等の地

域住民からの油の受入体制を拡充する。回収した使用済てんぷら油は、燃料化施設において燃料化を行う。

b コミュニティ回収の拡充

町内会等の地域コミュニティが主体となって多様な資源を回収するコミュニティ回収の拡充を図るため、コミュニティ回収の登録及び助成制度を実施する。

c 生ごみのリサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの減量やリサイクルを推進するため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を行う。

d 業者収集マンションにおける分別排出及びリサイクル促進

- 許可業者が家庭ごみを収集しているマンション等については、市収集と同様の資源ごみの分別排出、分別収集により再資源化を図る。
なお、再資源化処理については、市施設により難い場合、補完的に民間施設で処理することができる。
- ごみの収集を新たに許可業者に依頼しようとする管理会社、管理組合、所有者、管理人その他のマンション等の家庭ごみの収集の依頼等に関する事務に責任を有する管理者（以下「管理者等」という。）は、収集開始までに資源ごみの分別方法等に関する届出を行うこととする。
- 入居者に対し管理者等を通じて本計画に基づく排出方法の啓発活動を実施する。

(イ) 事業ごみのリサイクル

a 事業ごみの分別排出及びリサイクル促進

排出事業者に対し、事業ごみの分別方法等について分かりやすく掲載したパンフレット等を活用し、啓発を進めるとともに、大規模事業所に対し、環境共生センターが中心となって、きめ細やかな指導啓発を行う。

また、クリーンセンターにおいて、搬入監視並びに分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否のためのチェックを強化する。

b 魚アラのリサイクル

再資源化が可能な魚アラについては、排出事業者及び許可業者に対するリサイクルの普及啓発等を図るとともに、京都市魚アラリサイクルセンターで再資源化を行う。

c 秘密書類及び給食用紙パックのリサイクル

- 事業所から排出される秘密書類については、本市、排出事業者及び回収業者との連携により、リサイクルを行う。
- 小学校給食用紙パックについて、より一層リサイクルの促進を図る。

d 民間施設における事業ごみの再資源化

事業ごみのうち、樹木剪定枝、廃木材、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、本市内及び本市周辺の民間施設における再資源化の促進を図る。

(ウ) 家庭ごみ及び事業ごみのリサイクル

a 市施設における再資源化

大型ごみについては、処理過程において鉄分の回収を行う。

また、業者収集ごみ又は持込ごみで搬入された古紙について、再資源化を行う。

b 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）の対象である

家電4品目については、適正にリサイクルされるよう、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及啓発活動を実施する。

c パーソナルコンピュータ

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)の対象であるパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)については、適正にリサイクルされるよう、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及啓発活動を実施する。

(e) 地域力を活かした地域密着型の取組

a 地域と連携した堆肥化の推進

学校や公園の落ち葉等については、堆肥化の促進を図るため、堆肥化を行う資材等の購入助成を行う。

(3) 収集・運搬計画

ア 収集区域

京都市内全域

イ 収集・運搬に係る施設

名称	担当行政区	所在地
北部まち美化事務所	北区及び上京区	北区上賀茂前田町17番地の3
東部まち美化事務所	左京区及び中京区(堀川通より東側)	左京区高野西開町34番地の3
山科まち美化事務所	山科区及び伏見区醸醸管区	山科区小野弓田町3番地
南部まち美化事務所	東山区、下京区及び南区	南区西九条森本町50番地
西部まち美化事務所	中京区(堀川通より西側)及び右京区	右京区西院西貝川町57番地の1
西京まち美化事務所	西京区	西京区樅原秤谷町37番地
伏見まち美化事務所	伏見区(ただし、醸醸管区を除く。)	伏見区横大路千両松町447番地
北積替所	北区、上京区、左京区、中京区及び右京区	上京区下清蔵口町132
山科積替所	山科区	山科区勧修寺閑林寺83-8
南積替所	東山区、山科区、下京区及び南区	伏見区横大路千両松町447

ウ 収集するごみの種類及び収集方法

(ア) 家庭ごみ

概要 種類(実施主体)	収集回数	収集方法
燃 や す ごみ (市)	週2回。ただし、精霊送りの供物及び年末年始は、特別作業の日程による。	ポリ袋(市長が指定する袋(*1))による定点・片側・各戸収集。ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所からの収集
	排出者と許可業者との契約に基づき決定	透明袋(無色透明又は白色透明に限る)により排出し、契約に基づき排出場所から収集
資源ごみ 缶・びん・ペットボトル (市)	週1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋(市長が指定する袋(*2))による定点収集
	月1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	透明袋(袋に「金属」と記入又は「金属」と書いた紙を貼る)による定点収集
	週1回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋(市長が指定する袋(*2))による定点収集
資源ごみ 缶・びん・ペットボトル、 小型金属類・スプレー缶 及びプラスチック製容器包装 (許可業者)	排出者と許可業者との契約に基づき決定	ポリ袋等により排出し、契約に基づき排出場所からの収集なお、運搬先を民間資源化施設とする場合がある。 ※市施設に搬入する場合は透明袋を使用することとする。
	随時	拠点回収 (市内約320箇所)
紙 パ ッ ク	随時	拠点回収 (市内約220箇所)
乾 電 池	随時	拠点回収 (市内約1,600箇所)
使 用 濟 てんぶら油	随時	拠点回収 (市内約320箇所)
螢 光 管	随時	拠点回収 (市内約140箇所)
リユースびん	随時	拠点回収 (市内約140箇所)

概要 種類(実施主体)		収集回数	収集方法
記憶媒体類 (CD, DVD, ビデオテープ等), 小型充電式電池, ボタン電池, 使い捨てライター, 水銀体温計, インクカートリッジ, 古着類, 刃物類, 古紙類, 及び小型家電		随時	拠点回収 (回収拠点数は品目によって異なる)
大型ごみ		申込みによりその都度	各戸収集
街頭ごみ容器のごみ		随時	街頭ごみ容器からの収集
不法投棄ごみ		随時	不法投棄箇所からの収集

備考 家庭ごみの収集運搬については、排出者の意向により、許可業者が行うことがある。この場合は、上記の収集回数、収集方法によらず、また、運搬先を民間資源化施設とする場合がある。

(イ) 事業ごみ

種類等	収集方法
業者収集ごみ	透明袋(無色透明又は白色透明に限る)により排出し、許可業者が収集
魚アラ	許可業者が収集

エ 収集しないごみ(「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(以下「条例」という。)
第17条関係)

区分	品目の例示
有害な物質を含む一般廃棄物	二次電池(鉛蓄電池、ニカド電池等), ボタン型乾電池, P C B 使用部品, 農薬の入った容器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚物の付着した紙おむつ, 汚泥, 腐敗した動植物性残渣等
一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	使用済注射針・注射器, ガスボンベ, 消火器, 石油類の入った容器, 塗料や溶剤の入った容器, 効物・毒物等の薬品類, 多量のマッチ, ガラス, 刃物, 剃刀, 串等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車, オートバイ, 原動機付自転車, ピアノ, タイヤ, 耐火金庫(50cm角以上), 大型モーター, ドラム缶等
家電リサイクル法に定めるもの	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物(ユニット形エアコンディショナー, テレビジョン受信機(ブラウン管式, 液晶式及びプラズマ式のもの), 電気冷蔵庫並びに電気冷凍庫及び電気洗濯機並びに衣類乾燥機)
資源有効利用促進法に定めるもの	パソコン(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)

(ただし、排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため、その排出方法については、環境政策局の指示に従うこと。)

(*1) 燃やすごみに使用する市長が指定する袋

(*1)-a 燃やすごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色、文字等	製造者
45リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 燃やすごみ用 45ℓ又は 家庭ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 30ℓ又は 家庭ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	
20リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 燃やすごみ用 20ℓ又は 家庭ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	
10リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 10ℓ又は 家庭ごみ用 10ℓ その他市長が指定する文字等	
5リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 5ℓ又は 家庭ごみ用 5ℓ その他市長が指定する文字等	

(*1)-b ポランティア袋

容量	材質	色、文字等	製造者
45リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 公園・緑地ごみ、落ち葉用 その他市長が指定する文字等	市
45リットル	同 上	黄色半透明 普通ごみ・落ち葉用 その他市長が指定する文字等	
30リットル	同 上	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する文字等	市
10リットル	同 上	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する文字等	

(*) 資源ごみ（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。）等に使用する市長が指定する袋

(*)-a 資源ごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色、文字等	製造者
45 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 450 その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 300 その他市長が指定する文字等	
20 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 200 その他市長が指定する文字等	
10 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 100 その他市長が指定する文字等	

(*)-b ボランティア袋

容量	材質	色、文字等	製造者
30 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 資源ごみ用 その他市長が指定する文字等	市

(4) 中間処理計画

ア 中間処理施設の概要

(7) 再資源化施設

施設名称	対象品目	処理能力	所 在 地
京都市北部資源リサイクルセンター	缶、びん及びペットボトル	40 t／日	京都市右京区梅ヶ畠高鼻町 27 番地
京都市南部資源リサイクルセンター	同 上	60 t／日	京都市伏見区横大路 千両松町 447 番地
西部圧縮梱包施設	プラスチック製容器包装	60 t／日	京都市西京区大枝沓掛町 26 番地
京都市横大路学園	同 上	20 t／日	京都市伏見区横大路千両松町 277 番地
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 ℥／日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
京都市焼却灰溶融施設（試運転中）	焼却灰	330 t／日	京都市伏見区醍醐上山田 1 ほか（東部山間埋立処分地内）

施設名称	対象品目	処理能力	所 在 地
京都市魚アラリサイクルセンター	魚アラ	33 t／日	京都市伏見区横大路千両松町 205 番地
小島養殖漁業生産組合フィッシュミール工場	同 上	300 t／日	大阪府岸和田市臨海町 16 番 1
カンボ	プラスチック製容器包装	445.4 t／日	京都市伏見区羽束師古川町 403 番地 1, 403 番地 2 及び 635 番地 5
エム・アール・シー	缶、びん及びペットボトル	4.96 t／日	京都市南区上鳥羽麻ノ本町 23 番地 2
J A京都中央コンポステーション	樹木剪定枝	18.5 t／日 (破碎及び堆肥化)	京都市左京区静市静原町 1092 番地の 2
ヨードクリーン	同 上	40 t／日 (破碎) 10.8 t／日 (堆肥)	京都市西京区樺原秤谷 39 番地の 1 ほか合地
りさいくる inn 京都	木くず	95 t／日	京都市南区東九条南松田町 34 番地
木材開発	同 上	200 t／日	京都市伏見区横大路 千両松町 45 番地 1 の 2
伏見クリエイト	同 上	93 t／日	京都市伏見区久我西出町 4 番地の 38
京都有機質資源	食品廃棄物	126 t／日	長岡京市神足落述 1 番 他 3 筆
カンボリサイクルプラザ	同 上	25 t／日	南丹市園部町高屋西谷 51 番地 2
藏尾ファーム 本社工場	同 上	20.4 t／日 (解破乾燥) 14.3 t／日 (乾燥)	大阪府枚方市春日西町二丁目 22 番 15 号
水口テクノスリサイクルセンター	同 上	22.2 t／日	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本 362 番地の 2 及び 362 番地の 28
オンリー	同 上	26.4 t／日	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の 8
イガ再資源化事業研究所	同 上	50 t／日	三重県伊賀市四十九町 2068 番地の 1
関西再資源ネットワーク	同 上	36 t／日	大阪府堺市西区築港新町四丁目 2 番 5
カンボリサイクルプラザ	汚泥	140 t／日	南丹市園部町高屋西谷 1 番地
徳山産業	馬糞	12 t／月	大阪府高槻市大字原 3018 番

(イ) 破碎施設

施設名称	対象品目	処理能力	所 在 地
東北部クリーンセンター破碎施設	せん断式	80t／6時間	京都市左京区静市市原町1339番地
東部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	120t／6時間	京都市伏見区石田西ノ坪2番地の18
	せん断式	96t／6時間	
南部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	240t／6時間	京都市伏見区横大路八反田29番地

(ウ) 焼却施設

施設名称	対象品目	処理能力	所 在 地
北部クリーンセンター	全連続燃焼式	400t／日	京都市右京区梅ヶ畠高鼻町27番地
東北部クリーンセンター		700t／日	京都市左京区静市市原町1339番地
東部クリーンセンター		600t／日	京都市伏見区石田西ノ坪2番地の18
南部クリーンセンター第一工場		600t／日	京都市伏見区横大路八反田29番地

(エ) その他の施設（余熱利用施設）

施設名 称	余 热 利 用
北部クリーンセンター	所内給湯、暖房、発電設備(8,500kW×1)及び温水プール
東北部クリーンセンター	所内給湯、暖房及び発電設備(15,000kW×1)
東部クリーンセンター	所内給湯、冷暖房、発電設備(4,000kW×2),温水プール、老人保養センター、図書館及び下水処理場
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯、暖房、発電設備(8,800kW×1)及び体育館

イ 中間処理施設での受入（直接搬入の場合）

(ア) 施設ごとの対象区域及び受入時間（直接搬入の場合）

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備考
可燃物、不燃物	東北部クリーンセンター	全 区	午前 9 時から 正午まで及び 午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	第2, 4 土曜日以外の土曜日, 日曜日及び年末年始休業日は受入れない。
	東部クリーンセンター	山科区及び伏見区醍醐支所管内から排出されるごみ		
	南部クリーンセンター	全 区		

（直接搬入する場合は、事前に施設ごとに定められた搬入申告書に必要事項を記入し、提出すること。可燃物、可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して、それぞれ処理施設に搬入すること。）

(イ) 受入基準（条例第22条及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第10条

関係)

施 設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定するパソコン（その表示装置であってプラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	産業廃棄物
	有害な物質を含む廃棄物
	著しい悪臭を発生させる廃棄物
	爆発又は引火のおそれがある廃棄物
	可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
	不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
	その他本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
焼却施設及び破碎施設	条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち、再生利用をすることができるもの
特定の廃棄物の再生を目的とする施設	当該特定の廃棄物以外の廃棄物

(5) 最終処分計画

ア 最終処分施設の概要

施 設 名 称	全 体 面 積	埋 立 面 積	全 体 容 量	所 在 地
東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）	1,560,000m ²	240,000m ²	4,500,000m ³	京都市山科区小野御所ノ内町～伏見区醍醐陀羅谷ほか
大阪湾広域処理場（京都市割当分）			129,000m ³	大阪湾神戸沖

イ 最終処分施設への受入（直接搬入の場合）

排出者等からの直接搬入は受け入れない。

2 犬、猫等の死体

(1) 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

区分	収集・運搬		中間処理		最終処分		
			焼却		埋立		
	主体	収集・運搬量	主体	搬入量	残渣量	主体	処理量
犬、猫等の死体	市	10,000 体／年	市中央斎場	10,000 体／年	2.5 t／年	市	2.5 t／年
実験用動物の死体	許可業者	48 t／年	許可業者(*3)	48 t／年	許可業者(*3) (精製骨粉としてリサイクル)		1.9 t／年
		0.2 t／年	許可業者(*4)	0.2 t／年	0.02 t／年	大阪湾広域処理場	0.02 t／年

(*3) 岐阜県海津市の許可業者

(*4) 兵庫県猪名川町の許可業者

(2) 収集・運搬の概要

概要種類	収集回数	収集の方法
し尿	概ね月2回	各戸収集
浄化槽汚泥	排出者と許可業者との契約に基づき決定	許可業者が収集

(し尿収集については、し尿収集車による作業が実施できない場所での収集は行わない。また、下水道処理区域となって3年を経過した地区においては、概ね20日ごとに収集を行う。)

(3) 前処理施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
し尿前処理施設	下水道投入方式	1,250kℓ／日	京都市南区西九条森本町 83 番地

(2) 収集・運搬の概要

概要種類	収集回数	収集の方法
犬、猫等の死体	申込みによりそのつど	各戸収集
実験用動物の死体	排出者と許可業者との契約に基づき決定	許可業者が収集

(3) 施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
中央斎場(動物炉)	バッチ式	4.2 t／日	京都市山科区上花山旭山町 19 番地の 3
美濃ラボ(動物汚物焼却炉)	固定式	3 t／日	岐阜県海津市今尾 1195 番地の 1
猪名川動物園	バッチ式	1.9 t／日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地 2

3 し尿及び浄化槽汚泥

(1) 収集・運搬及び処理計画量

区分	収集・運搬			処理	
	主体	量	対象世帯数	方法	量
し尿	市	13,400 kℓ／年	5,160 世帯	下水道投入	13,400 kℓ／年
浄化槽汚泥	許可業者	9,300 kℓ／年	3,346 世帯	下水道投入	9,300 kℓ／年

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 事業者等が採るべき措置(第3条～第8条)
- 第3章 市長による命令その他の措置(第9条～第11条)
- 第4章 雜則(第12条～第17条)
- 第5章 罰則(第18条～第22条)

附則

第1章 総　　則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物の不適正な処理の防止及び産業廃棄物の不適正な処理により生じる環境の保全上の支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置を定めることにより、健全で恵み豊かな自然環境の保全を図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)と相まって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
(2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
(3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
(4) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
(5) 土地所有者等 土地の所有者、管理者及び占有者をいう。

第2章 事業者等が採るべき措置

(産業廃棄物の保管用地の届出)

第3条 事業者は、自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物を本市の区域内において保管しようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、あらかじめ、当該産業廃棄物の保管の用に供する土地の区域(以下「保管用地」という。)ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
(2) 保管用地の所在地、面積並びに所有者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
(3) 保管する産業廃棄物の種類及び数量
(4) 産業廃棄物の保管の方法
(5) 産業廃棄物の処理に関する計画

(6) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

- 2 非常災害のために必要な応急措置として前項の産業廃棄物を本市の区域内において保管した事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 前項各号(第3号及び第6号を除く。)に掲げる事項
 - (2) 保管した産業廃棄物の種類及び数量
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める事項
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定による届出を要しない。
 - (1) 産業廃棄物を生じた事業場の敷地内に当該産業廃棄物を保管するとき。
 - (2) 産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設(産業廃棄物の保管の場所を含む。)又は産業廃棄物処理施設の敷地内に産業廃棄物を保管するとき。
 - (3) 保管用地の面積が300平方メートル未満であるとき。
 - (4) 法第12条第3項若しくは第4項又は第12条の2第3項若しくは第4項の規定による届出に係る産業廃棄物の保管をするとき。
 - (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管をするとき。

(変更等の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
2 届出者は、前条第1項の規定による届出に係る保管用地を産業廃棄物の保管の用に供しなくなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保管用地における表示)

第5条 届出者は、第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る保管用地内の見やすい場所に、別に定めるところにより、これらの規定による届出に係る保管用地である旨その他必要な事項を表示しなければならない。

(運搬指示票)

第6条 本市の区域内に保管用地を設置している事業者は、自ら当該保管用地に産業廃棄物を搬入し、又は当該保管用地から産業廃棄物を搬出しようとするときは、当該産業廃棄物の運搬の業務に従事する者に対し、次に掲げる事項を記載した指示票(以下「運搬指示票」という。)を交付しなければならない。
(1) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
(2) 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合にあっては、搬入元である事業場又は保管用地の名称及び所在地
(3) 保管用地から産業廃棄物を搬出する場合にあっては、搬出先である産業廃棄物処理施設又は保管用地の名称及び所在地
(4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項

- 2 前項の規定により運搬指示票を交付した事業者は、当該運搬指示票の写しを別に定める期間保存しなければならない。
- 3 第1項の規定により運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、当該産業廃棄物の運搬中は、当該運搬指示票を常に携行しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の閲覧等)

- 第7条** 産業廃棄物処理施設(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。第16条第3項において同じ。)の設置者は、別に定めるところにより、当該施設の維持管理に関し別に定める事項を記録し、これを当該施設(当該施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該施設の周辺の住民その他当該施設の維持管理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 2 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号、第13号の2及び第14号に該当するものに限る。)を設置している産業廃棄物処理業者は、当該施設の周辺の住民等に対し、当該施設を公開するよう努めなければならない。

(土地所有者等が採るべき措置)

- 第8条** 土地所有者等は、その者が所有し、管理し、又は占有する土地を産業廃棄物の不適正な処理を行うおそれのある者に対して使用させることのないようにするとともに、当該土地を産業廃棄物の処理を行う者に対して使用させるときは、当該土地を使用する者が産業廃棄物の不適正な処理を行わないよう適切な措置を探らなければならぬ。
- 2 土地所有者等は、その者が所有し、管理し、又は占有する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その結果、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置を探らなければならぬ。

第3章 市長による命令その他の措置

(搬入を停止させるための措置)

- 第9条** 市長は、産業廃棄物又は産業廃棄物であることの疑いのある物(以下「産業廃棄物等」という。)の保管又は埋立処分(以下「保管等」という。)が行われている土地への産業廃棄物等の搬入が継続されることにより、当該保管等が法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準。以下「処理基準」という。)に適合しないおそれがあり、引き続き搬入が継続されれば、環境の保全上容易に回復し難い支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該保管等をする者に対し、当該土地への産業廃棄物等の搬入の停止を命じることができる。
- 2 前項の搬入の停止を命じることができる期間は、30日を超えてはならない。ただし、市長は、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該停止を命じた期間を延長することができる。
- (1) 法第18条第1項又はこの条例第13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 法第19条第1項又はこの条例第14条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- (3) 第14条第1項の規定による質問に対して陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。
- 3 市長は、第1項の支障の発生又は拡大の防止のため緊急の必要があると認めるときは、同項の土地への産業廃棄物等の搬入を停止させるために必要な措置を採ることができる。
- 4 前項の規定による措置の内容は、第1項の支障の発生又は拡大を防止するために必要な限度を超えないものでなければならない。

(土地所有者等に対する勧告)

- 第10条** 処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分が行われた場合において、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、市長は、当該産業廃棄物の保管又は処分が行われている土地の土地所有者等に対し、当該保管又は処分を行う者によって産業廃棄物の保管又は処分が適正に行われるようにするための適切な措置を探るよう勧告することができる。

(支障の除去等の命令)

- 第11条** 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、市長は、必要な限度において、法第19条の5第1項に規定する処分者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を探ることを命じることができる。

- 2 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、市長は、当該処分が行われた土地の土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を探ることを命じることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情を考慮して、相当な範囲内のものでなければならない。
- (1) 法第19条の5第1項に規定する処分者等又は法第19条の6第1項に規定する排出事業者等の資力その他の事情から見て、これらの者のみによっては、支障の除去等の措置を探ることが困難であり、又は探っても十分でないとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。
- ア 土地所有者等が、あらかじめ処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われることを知り、又は容易に知ることができたとき。
- イ 土地所有者等が、正当な理由なく前条の規定による勧告に従わなかったとき。

第4章 雜 則

(監視等)

- 第12条** 市長は、産業廃棄物の不適正な処理を早期に発見するため、市民、事業者及び関係行政機関の長その他の関係者と連携して、隨時、産業廃棄物の処理の状況を監視しなければならない。
- 2 本市の区域内において産業廃棄物の不適正な処理を発見した者は、その旨を市長に通報しなければならない。

(報告の徵収)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物等の保管等を行う者、第6条第1項の規定により運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者、産業廃棄物処理施設の設置者及び土地所有者等に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

- (1) 事業者又は産業廃棄物の保管若しくは処分を行う者の事務所又は事業場
- (2) 産業廃棄物処理施設のある土地及び建物
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(専門的な知見を有する者の意見の聴取)

第15条 市長は、法第19条の3、第19条の5第1項若しくは第19条の6第1項の規定による命令又は第9条第1項の規定による命令、同条第3項の規定による措置若しくは第11条第1項若しくは第2項の規定による命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、処理基準又は法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあっては、法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しているかどうかの認定その他市長が必要と認める事項について、化学、土木等に関する専門的な知見を有する者の意見を聞くものとする。

(公表)

第16条 市長は、毎年、法及びこの条例の規定による命令その他の措置の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

- 2 市長は、産業廃棄物の不適正な処理に関して、法若しくはこの条例に基づく命令若しくは法に基づく許可の取消し(以下「命令等」という。)を行ったとき、又は法若しくはこの条例に規定する罪について告発をしたときは、当該命令等又は告発の内容その他必要な事項を公表することができる。
- 3 市長は、産業廃棄物処理施設の設置者が、第7条第1項の規定に違反して、同項に規定する事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつたときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第17条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

第18条 第11条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第19条 第9条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいづれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第14条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第22条 次の各号のいづれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第5条の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- (4) 第6条第1項の規定に違反して、運搬指示票を交付せず、又は同項各号に掲げる記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして運搬指示票を交付した者
- (5) 第6条第2項の規定に違反して、運搬指示票の写しを保存しなかつた者
- (6) 第6条第3項の規定に違反して、運搬指示票を携行しなかつた者

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第32号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則(平成23年3月23日条例第83号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(保管用地の届出事項)

第2条 条例第3条第1項第6号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の業種
 - (2) 保管用地の使用開始予定年月日
- 2 条例第3条第2項第3号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 事業者の業種
 - (2) 保管用地の使用開始年月日

(保管用地届)

第3条 条例第3条第1項又は第2項の規定による届出は、保管用地届(第1号様式)により行うものとする。

- 2 保管用地届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 保管用地の所在地に係る登記事實證明書(登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。)
 - (2) 保管用地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他の使用の権原を証する書類
 - (3) 保管用地の位置図
 - (4) 保管用地内の施設配置図
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(届出を要しない軽微な変更)

第4条 条例第4条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、第2条第1号に掲げる事項の変更とする。

(保管用地変更届)

第5条 条例第4条第1項本文の規定による届出は、保管用地変更届(第2号様式)により行うものとする。

(保管用地廃止届)

第6条 条例第4条第2項の規定による届出は、保管用地廃止届(第3号様式)により行うものとする。

(保管用地における表示)

第7条 条例第5条の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示した掲示板を掲示することにより行うものとする。

- (1) 条例第3条第1項又は第2号の規定による届出に係る保管用地である旨
- (2) 届出者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 屋外において産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、積み上げができる産業廃棄物の高さの限度

(運搬指示票の記載事項)

第8条 条例第6条第1項第4号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 運搬指示票を交付した者の氏名
- (3) 運搬指示票を交付した年月日
- (4) 産業廃棄物の荷姿
- (5) 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合で、当該産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に伴って生じたものであるときは、その旨
- (6) 運搬予定年月日
- (7) 運搬の業務に従事する者の氏名

(運搬指示票)

第9条 条例第6条第1項に規定する運搬指示票は、第4号様式によるものとする。

(運搬指示票の写しの保存期間)

第10条 条例第6条第2項に規定する別に定める期間は、運搬指示票を交付した日から3年間とする。

(記録の閲覧)

第11条 条例第7条第1項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 当該記録は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める日までに備え置くこと。
 - ア 次条第1号に掲げる事項 同号の月の翌月の末日
 - イ 次条第2号に掲げる事項 同号の日の属する月の翌月の末日
 - ウ 次条第3号に掲げる事項 同号の日の属する月の翌月の末日
 - エ 次条第4号に掲げる事項 同号の結果が得られた日の属する月の翌月の末日
- (2) 当該記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

(記録する事項)

第12条 条例第7条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分した産業廃棄物の月ごとの種類及び数量
- (2) 産業廃棄物処理施設を運転させた日ごとの運転時間
- (3) 産業廃棄物を搬入し、及び搬出した日ごとの車両の延べ台数
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況についての調査の結果

(身分証明書)

第13条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は、第5号様式によるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日規則第71号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するため、飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進(以下「飲料容器等の散乱の防止等」という。)に関し必要な事項を定め、もって、美しく、かつ、快適な生活環境の保全、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料容器 飲料を収納し、又は収納していた容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類、犬のふんその他これらに類する飲料容器以外の物で、容易に投棄され、かつ、その散乱した状態が都市の美化を妨げるおそれのあるものをいう。
- (3) 指定容器 本市の区域内において使用される飲料容器のうち市長が特に散乱を防止し、又は再生利用の促進を図る必要があると認めて指定する容器をいう。
- (4) 回收容器 指定容器を回収するための容器をいう。
- (5) 容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する容器包装をいう。
- (6) 特定事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 指定容器又はたばこを製造し、又は販売する事業を行う者
 - イ 飲料を指定容器に収納する事業を行う者
 - ウ 指定容器に収納した飲料を販売する事業を行う者
 - エ 指定容器又はたばこに係る自動販売機を製造し、販売し、又は貸与する事業を行う者
 - オ その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包んで販売する事業を行う者
 - カ 報酬を得て、旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業、旅行業法第2条第1項に規定する旅行業、旅客を運送する事業その他の観光に関する事業を行う者

(本市の責務)

第3条 本市は、飲料容器等の散乱の防止等を図るために必要な施策を実施しなければならない。

2 本市は、自主的に飲料容器等の散乱の防止等を図る者に対する支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自主的に飲料容器及び吸い殻等(犬のふんを除く。次項、第23条第1項及び第29条において同じ。)の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進に努めるとともに、本市が実施する飲料容器等の散乱の防止等に関する施策に協力しなければならない。

2 特定事業者は、本市その他の関係者と共同して、指定容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに指定容器の再生利用の促進を図るために必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び観光旅行者その他の滞在者は、自主的に飲料容器等の散乱の防止等に努めるとともに、本市が実施する飲料容器等の散乱の防止等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 美化の推進等に関する基本的施策

第1節 美化推進等総合計画

第6条 市長は、都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するための総合的な計画(以下「美化推進等総合計画」という。)を定めなければならない。

- 2 美化推進等総合計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止による都市の美化の推進に関する事項
 - (2) 飲料容器の再生利用の促進に関する事項
 - (3) 飲料容器等の散乱の防止等による都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用の促進を図るために必要な措置を講じることを目的として、本市、事業者及び市民により構成する団体の組織及び運営に関する事項
- 3 市長は、美化推進等総合計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、美化推進等総合計画を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

第2節 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止

(投棄の禁止)

第7条 何人も、みだりに飲料容器及び吸い殻等を捨ててはならない。

(公共の場所等における散乱の防止)

第8条 道路、広場、公園その他の公共の場所においてビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物を配布し、又は配布させた者は、その配布場所又はその周辺の場所に当該ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物が散乱したときは、速やかにこれらの場所を清掃するよう努めなければならない。

- 2 土地の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地にみだりに飲料容器及び吸い殻等が捨てられることのないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(美化推進強化区域の指定)

第9条 市長は、特に飲料容器及び吸い殻等の散乱を防止する必要があると認める土地の区域を美化推進強化区域として指定することができる。

- 2 市長は、美化推進強化区域を指定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、美化推進強化区域を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

第3節 指定容器に係る自動販売機の届出等

(自動販売機の届出)

- 第10条** 指定容器に収納した飲料を販売する事業を行う者は、自動販売機(別に定める自動販売機を除く。以下同じ。)により指定容器に収納した飲料を販売しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 自動販売機の設置の場所
 - (3) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
 - (4) 回収された指定容器の処理の方法
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 一の飲料容器が指定容器となった際にその容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行っている者は、当該容器が指定容器となった日から30日以内に、当該自動販売機について、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

- 第11条** 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、その届出に係る同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第12条** 相続人、合併により設立される法人その他の届出者の一般承継人は、届出者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

- 第13条** 市長は、第10条、第11条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、別に定める届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすいところにその届出済証をちょう付しておかなければならない。
- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証が消失し、又はき損したときは、その事実を知った日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

- 第14条** 指定容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者は、指定容器を回収するために適当な場所に、別に定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。
- 2 前項の規定は、一の飲料容器が指定容器となった際に使用している当該容器に係る自動販売機については、当該容器が指定容器となった日から30日間は、適用しない。

(勧告及び命令)

- 第15条** 市長は、前条第1項の規定に違反している者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じることができる。

第4節 協定の締結及び支援

- 第16条** 事業者及び市民は、一定の区域を定め、当該区域内における都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進することを主たる目的として、当該区域内における飲料容器等の散乱の防止等に関する活動についての協定を締結し、当該協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。
- 2 市長は、事業者又は市民が前項に規定する協定を締結した場合において、その区域、期間等が別に定める基準に適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る協定を締結した者に対し、清掃用具の給付又は貸与、助言を行う者の派遣等必要と認める支援を行うよう努めなければならない。

第3章 美化推進等対策審議会

(審議会)

- 第17条** 指定容器の指定、美化推進等総合計画の策定、美化推進強化区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市美化推進等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

- 第18条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

- 第19条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第20条** 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第4章 雜 則

(報告の徵収)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者又は飲料容器若しくは吸い殻等が散乱している土地若しくは指定容器に係る自動販売機が設置されている土地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、飲料容器若しくは吸い殻等が散乱している土地又は指定容器に係る自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定事業者に対する勧告及び公表)

第23条 市長は、特定事業者が第4条第2項の規定に違反して指定容器若しくは吸い殻等の散乱の防止又は指定容器の再生利用の促進を図るために必要な措置を講じていないことにより、指定容器若しくは吸い殻等が散乱し、又は指定容器の再生利用の促進が図られていないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第24条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(経過措置)

第25条 この条例の規定に基づき市規則を制定し、又は改廃する場合においては、市規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第5章 罰 則

第26条 第15条第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号の一に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条、第11条第1項又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出済証のちょう付をしなかつた者

第28条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第22条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第29条 美化推進強化区域内において、第7条の規定に違反して、みだりに飲料容器又は吸い殻等を捨てた者は、30,000円以下の罰金に処する。

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第26条から第28条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成9年7月25日規則第38号で平成9年8月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。この場合において、この条例による改正前の京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第19条に規定する京都市飲料容器対策審議会は、審議会とみなす。(届出に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に発生した事由につき、改正前の条例第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項及び第16条第3項の規定により届け出なければならないこととされていた事項の届出については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に次の表の左欄に掲げる改正前の条例の規定により行われた一の飲料容器に係る届出は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定により行われた当該容器に係る届出とみなす。

第13条第1項	第10条第1項
第13条第2項	第10条第2項
第14条第1項	第11条第1項
第14条第2項	第11条第2項
第15条第2項	第12条第2項
第16条第3項	第13条第3項

(届出済証のちょう付に関する経過措置)

- 5 改正前の条例第16条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行われている一の飲料容器に係る届出済証のちょう付は、改正後の条例第13条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による当該容器に係る届出済証のちょう付とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 7 京北町の区域の編入の日前に同町の区域内において自動販売機により指定容器に収納した飲料を販売する事業を行っている者は、平成17年6月30日までに、第10条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 8 前項の規定による届出をした者は、第10条第1項の規定による届出したものとみなす。

附 則(平成17年3月25日条例第32号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(指定容器)

第2条 条例第2条第3号の規定により市長が指定する容器は、鋼製、アルミニウム製、ガラス製又はポリエチレンテレフタレート製の飲料容器とする。

(自動販売機の届出)

第3条 条例第10条の規定による届出は、自動販売機届(第1号様式)により行うものとする。

(届出を要しない自動販売機)

第4条 条例第10条第1項に規定する別に定める自動販売機は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 囲障により囲まれた敷地に設置される自動販売機
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長が飲料容器の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(変更等の届出)

第5条 条例第11条の規定による届出は、自動販売機変更・廃止届(第2号様式)により行うものとする。

(届出を要しない軽微な変更)

第6条 条例第11条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機の設置の場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置の場所の変更
- (3) 自動販売機の設置の場所の変更を伴わない回収容器の設置の場所の変更

(承継の届出)

第7条 条例第12条第2項の規定による届出は、自動販売機届出者地位承継届(第3号様式)により行うものとする。

(届出済証)

第8条 条例第13条第1項に規定する別に定める届出済証の様式は、第4号様式とする。

(届出済証の亡失又はき損の届出)

第9条 条例第13条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・き損届(第5号様式)により行うものとする。

(回収容器)

第10条 条例第14条に規定する指定容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者は、自動販売機の設置の場所から5メートル以内で、かつ、飲料容器を回収するために適当な場所に、次の各号に掲げる要件を備える回収容器を設置しなければならない。

- (1) 材質が金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積が30リットル以上100リットル以下であること。
- (3) 指定容器以外の物を入れてはならない旨の表示があること。

(協定の認定の申請)

第11条 条例第16条第1項に規定する協定(以下「協定」という。)を締結した者の代表者は、同項の規定による認定を受けようとするときは、美化推進等協定認定申請書(第6号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 協定の写し
- (2) 協定を締結した者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)及び住所(次条第1号ウに規定する協定区域内外に事務所又は事業所を有する事業者にあっては、当該事務所又は事業所の所在地)を記載した書面
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(協定の認定基準)

第12条 条例第16条第2項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協定に次に掲げる事項が定められていること。
 - ア 目的
 - イ 代表者
 - ウ 協定の対象となる区域(以下「協定区域」という。)
 - エ 都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用の促進を図るための活動に関する計画
 - オ 有効期間
 - カ 変更又は廃止の手続
- (2) 協定区域が少なくとも京都市区の所管区域条例に規定する一の町を含むまとまりのある一団の土地の区域であること。
- (3) 協定区域内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する事業者のうち相当数の者が協定を締結していること。
- (4) 協定の有効期間が3年以上であること。

(協定の変更等の届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による認定に係る協定の代表者は、当該協定が変更され、若しくは廃止されたときは、又は当該協定を締結した者に異動があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(審議会の会長)

第14条 京都市美化推進等対策審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第15条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部 会)

第16条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(専門委員)

第17条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解雇され、又は解任されるものとする。

(審議会の庶務)

第18条 審議会の庶務は、環境政策局において処理する。

(審議会に関する補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(身分証明書)

第20条 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書は、第7号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第156号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第181号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

京都市移動便所貸付規則

(趣旨)

第1条 本市所有の移動便所(以下「移動便所」という。)の貸付けについては、別に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象)

第2条 移動便所は、本市の清掃事業に支障がない場合であって、本市内において多数人の使用に供するために必要とするときに限り、市長が適当と認める使用責任者に、これを貸し付けるものとする。

(貸付けの申請)

第3条 移動便所の貸付けを受けようとする者は、移動便所貸付申請書(別記様式)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該移動便所の使用を開始しようとする日前2箇月以内に行なわなければならない。

(貸付けの通知)

第4条 市長は、移動便所の貸付けを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 移動便所の貸付期間は、1月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 移動便所の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、移動便所の貸付期間満了前においても、災害その他やむを得ない事情により、市長が当該移動便所の返還を請求したときは、直ちに返還しなければならない。

(引渡し及び返還)

第6条 移動便所の引渡し及び返還は、市長の指定する場所で行なうものとする。

(貸付料)

第7条 移動便所の貸付料の額は、別表のとおりとする。

(損害賠償)

第8条 借受者は、当該移動便所を滅失し、もしくは損傷し、または当該移動便所の使用に関して、本市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、借受者の責に帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第9条 この規則に定めるものほか、移動便所の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月1日規則第135号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

(暫定措置)

2 昭和52年4月1日から昭和53年3月31までの間に移動便所を借り受け、当該期間内に返還するものに係る貸付料の額については、この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則第7条の規定にかかわらず、1台につき、5,000円に貸付期間の区分に応じ、同条各号に掲げる額を加算した額とする。

附 則(昭和55年3月13日規則第98号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料から適用する。

附 則(昭和61年3月28日規則第95号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料について適用する。

附 則(平成4年3月31日規則第124号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料について適用する。

附 則(平成13年3月30日規則第172号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料について適用する。

別表(第7条関係)

区分	単位	貸付料	
		初日	2日目以降(1日につき)
普及型	1台	31,300円	1,100円
和風型		32,400	1,650